

## 平成24年第2回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成24年3月5日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告（平成23年12月分、平成24年1月分）
  - 2) 教育民生常任委員会の委員会調査報告
  - 3) 平成24年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
  - 4) 平成24年第1回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに施政方針説明  
請願等上程（委員会付託）
- 第 5 請願第 1号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願
- 第 6 陳情第 1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める  
陳情書
- 第 7 陳情第 3号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意  
見書提出を求める陳情書
- 第 8 陳情第 4号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書
- 第 9 陳情第 5号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情  
議案上程（説明）
- 第10 報告第 1号 専決処分事項の報告について
- 第11 報告第 2号 専決処分事項の報告について
- 第12 議案第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 議案第 4号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第14 議案第 5号 町道の認定について
- 第15 議案第 6号 町道の廃止について
- 第16 議案第 7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について

- 第17 議案第 8号 美郷町条件付採用職員等の分限に関する条例の制定について
- 第18 議案第 9号 美郷町暴力団排除条例の制定について
- 第19 議案第10号 美郷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 第20 議案第11号 美郷町交通指導員条例等の一部改正について
- 第21 議案第12号 美郷町税条例の一部改正について
- 第22 議案第13号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について
- 第23 議案第14号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正について
- 第24 議案第15号 美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正について
- 第25 議案第16号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 第26 議案第17号 美郷町地販地消推進条例の一部改正について
- 第27 議案第18号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第28 議案第19号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について
- 第29 議案第20号 美郷町コミュニティ消防センター設置条例の一部改正について
- 第30 議案第21号 美郷町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第31 議案第22号 指定管理者の指定について
- 第32 議案第23号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について
- 第33 議案第24号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第34 議案第25号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第35 議案第26号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第36 議案第27号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第10号
- 第37 議案第28号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第38 議案第29号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号
- 第39 議案第30号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第40 議案第31号 平成23年度農業集落排水事業特別会計補正予算第4号
- 第41 議案第32号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
建設課長	照井智則君	会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君
農業委員会 会長	渡邊調君	農業委員会 事務局長	渋谷新一君
教育委員長	佐藤孝君	教育長	後松順之助君
教育次長兼 教育総務課長	須田喬君	教育施設課長	梅山正之君
生涯学習課長	小林宏和君	代表監査委員	久米力君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、伊藤福章君、4番、武藤 威君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月5日から3月15日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、泉 繁夫君、登壇願います。

(議会運営委員長 泉 繁夫君 登壇)

○議会運営委員長（泉 繁夫君） 議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

2月27日招集告示された平成24年第2回美郷町議会定例会に当たり、2月27日に議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日3月5日から3月15日までの11日間としました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日5日は、議長の諸般の報告、町長の招集あい

さつ並びに施政方針説明があり、請願、陳情の審査を常任委員会に付託する予定です。その後、報告第1号から議案第32号までの議案内容の説明を行い、終了の予定です。

3月6日火曜日は午前10時から本会議を再開し、議案第33号から議案第38号までの議案内容の説明を行い、終了の予定です。

3月7日水曜日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。今回の質問者は1名です。

3月8日木曜日は午前10時から本会議を再開し、5日に説明のありました議案第3号から議案第32号までの質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

3月9日金曜日は午前10時から本会議を再開し、6日に説明のありました議案第33号から議案第38号までの全体質疑を行い、平成24年度予算審査を各常任委員会に付託する予定です。

3月12日から14日まで本会議を休会し、各常任委員会を開催し、付託された平成24年度予算審査及び請願等の審査を行う予定です。

3月15日木曜日は午前10時から本会議を再開し、付託されました平成24年度予算審査の委員長報告、議案第33号から議案第38号までの質疑、討論、表決を行う予定です。その後、請願、陳情の審査結果についての委員長報告があり、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋 猛君） ただいま議会運営委員長から審議予定についての報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査、平成23年12月分、平成24年1月分の報告がありました。

2として、教育民生常任委員長より委員会調査報告がありました。

3として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成24年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

4として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より、平成24年第1回大仙美郷環境事業組合議

会定例会の概要報告がありました。

それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

### ◎町長の招集あいさつ並びに施政方針説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつ並びに施政方針説明を行います。

本定例会に当たって、町長より招集あいさつ並びに施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成24年第2回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、総合計画後期基本計画における「まちづくり戦略プロジェクト」についてご報告いたします。

一つ目は「農商工連携（地販地消）プロジェクト」についてですが、第16回おおた工業フェアが2月2日から3日間、東京都大田区で開催され、美郷町企業連携協議会のブースには約51社が来場し、6件の商談が行われました。モノづくりの先進地である大田区の企業との連携を深めることで、町内経済の活性化や技術の向上を期待しております。

昨年の農産加工チャンピオン大会で最優秀賞を受賞した「酒粕シチュー」については、現在、商品の味の確定作業や生産施設の確保を進めており、今後はパッケージデザインや食品衛生法に基づく安全性確認の作業に着手してまいります。

二つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、茨城県かすみがうら市との歴史学習交流を2月2日から3日間、町内で実施し、同市志筑小学校の4年生12人及び引率者8人が、郷土資料館や本堂城址の見学、天筆づくりや雪遊びを体験しました。

うりこめ美郷応援事業については、昨年から関西地区で取り扱われている美郷米の販売促進活動を、神戸市と尼崎市の販売店で2月24日から25日にかけて、生産者、秋田おばこ農業協同組合の職員及び本町職員が共同で実施いたしました。

三つ目は「安全・安心プロジェクト」についてですが、中学校統合後の遠距離通学対策として

運行するスクールバスへの乗車について、冬休み明けに各学校を通じて対象生徒の保護者に通知し、2月中に乗車希望を取りまとめ、決定通知いたしました。なお、バス通学にスムーズに移行できるよう、体験乗車を4月3日に2・3年生、同6日に新入生を対象に予定しております。

次に、豪雪関係についてですが、今冬の町内6カ所の観測地点の最大平均積雪量は、2月20日時点で158センチメートルで、その後は降雪、積雪とも落ち着いております。

12月16日からの降雪により、早朝一斉除雪の出動回数は12月が11回、1月が15回、2月が17回の計43回と、2月末現在で昨年より16回の増となっております。

今冬は特に日降雪量が多く、断続的な降雪と寒波が続き、家屋の倒壊や倒木、水道管の凍結などが発生し、住民生活にも大きな影響を与えました。町では、除雪費の増額補正や除排雪機械の確保により体制強化を図り、幹線道路や生活道路の交通確保に万全を期し、住民生活への影響を最小限にとどめたところです。

また、在宅の一人暮らし高齢者で町民税非課税者を対象とする軽度生活援助事業については、除排雪作業に対応するため、今年度のみの特例措置として、年間利用限度時間を40時間から65時間に引き上げております。

なお、今冬の雪による被害については、3月1日現在、建物損壊5棟、除排雪作業中のけが4人、農作業用ビニールハウスの倒壊8棟、公共施設では通園・通学バス車庫の窓ガラス破損など2件が報告されております。

次に、空き家等の適正管理についてですが、美郷町空き家等の適正管理に関する条例の本年1月1日からの施行に伴い、自主防災組織や行政区に対し空き家等の調査や情報提供を依頼したところ、312戸の情報が寄せられました。町ではこの情報をもとに、通学路など人命に関わる危険がある空き家について1月19日から25日まで調査の上、40戸を特定し、その中でも特に危険な空き家を優先し、所有者等に雪下ろしの助言や業者の紹介を行うなど危険回避の対応をしてきたところです。しかしながら、仙南地区の空き家の一部が屋根に積もった雪の重みで1月24日に午後6時ごろ倒壊しました。

これを受けて、2月7日から8日まですべての空き家について再調査した結果、屋根の積雪深が推定70センチメートルを超える空き家等が100戸確認され、所有者等に対して2月9日、文書及び電話等で雪下ろしなどの適正管理を行うよう助言いたしました。仙南地区の小屋及び住宅各1棟が2月13日ごろ倒壊いたしました。これらはいずれも廃屋であり、倒壊による人命への危険性がないと判断された建物でした。

今後とも空き家等の状況確認に基づき、所有者等に助言、指導を行ってまいります。まずは人命への危険回避を優先し対応してまいります。

次に、公共施設再編についてですが、再編計画に基づき、美郷町学友館が昨年12月17日、リニューアルオープンいたしました。図書館には開架書庫と児童閲覧室、歴史民俗資料館には第2展示室を新設し、施設の充実が図られております。

また、千畑交流センターについては本年3月31日をもって閉館し、その機能を現千畑中学校校舎へ移転させることから、備品等の移動作業を行うため3月1日から休館しております。なお、移転後の施設の利用開始時期については、改修工事を経て年内を予定しております。

公共施設再編計画については、平成21年6月の計画策定及び23年5月の一部見直し後の情勢変化や学校再編による空き施設等活用計画の推進状況を踏まえ、2回目となる一部見直しを3月1日に決定いたしました。内容は、美郷町陸上競技場の機能を現千畑中学校グラウンドに移転することや、北体育館及び社会体育広場テニスコートの再編時期の前倒しなどです。

次に、学校再編についてですが、統合中学校関連では、美郷中学校に係る今年度3回目の保護者説明会を2月21日に千畑中学校で、同23日に六郷中学校で、同24日に仙南中学校で、同22日には美郷町公民館で、小学校6年生の保護者を対象に説明会を開催いたしました。

また、駐輪場雨よけ板設置工事と通学路の安全性を確保するため立木伐採を383万2,500円で発注済です。既存校舎の特別教室等改修工事は2月末現在で97%の進捗率です。なお、完成した増築棟の校舎内覧会を2月5日に開催し、約130人が訪れ、ご好評をいただきました。

統合小学校関連では、平成25年度開校予定の千畑及び仙南地区の統合小学校改修工事2件の実施設計業務を541万4,000円で発注済です。

次に、本町の地域産業の活性化を図ろうと秋田県立大学と町は2月16日、連携協力協定を締結いたしました。今後は、それぞれが保有する資源や情報、研究等を活用し、農業における加工品技術等の研究や製造業における新製品や技術開発のための支援などに協働で取り組んでまいります。

また、同日、同大学本荘キャンパスの学生と職員合わせて24人が除雪ボランティアとして町内の高齢者世帯の除排雪を行っており、協定締結を契機に、さまざまな分野で協働の取り組みが期待されます。

次に、美郷町教育委員会事務局の組織改編を本年4月1日付で行い、教育総務課内に教育推進室を新設いたします。同室では、認定子ども園での幼保一体の理念に立った乳幼児教育推進の支

援と、小中学校での特別支援教育の充実及び学力向上のために学校ごとの課題に沿った具体的な指導・支援を行い、美郷町全体の「学校力」の向上に努めてまいります。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに総務課関係ですが、町と若い世代との意見交換会を昨年12月8日に千畑南小学校と千屋小学校で、2月23日に仙南東小学校で、同28日に金沢小学校と仙南西小学校で授業参観時に保護者を対象に開催し、合わせて300人からご参加いただき貴重なご意見をいただいております。

町民を対象とした初めての協働参画研修会を3月4日、全国的に行政と市民や企業、NPOとの協働を進めている団体「I I H O E」代表の川北秀人氏を講師に迎えふれあいセンターで開催し、参加者約80人がさまざまな協働の事例を学び、まちづくりに対する意識が高められました。

企画財政課関係ですが、市内局番が82局、83局管内の光ファイバー網を整備する情報通信基盤整備事業は昨年12月27日に完了し、1月6日からサービスを開始しております。また、光ブロードバンド未整備地区の84局管内の一部、85局、37局管内についても、光ブロードバンドサービスエリアとなり、3月1日をもって町内全域がカバーされ、利便性の向上が図られました。

ふるさと美郷応援寄付金については、今年度23件、190万5,000円の寄附を受けており、ふるさと美郷子ども育成基金への積み立てを今定例会の補正予算に計上いたしました。

福祉保健課関係ですが、2月18日に新聞報道された配食事業に係る過大受給について、構成市町としてご報告いたします。

本町における「配食サービス」事業は、広域保険者である大曲仙北広域市町村圏組合の地域支援事業の一つとして行う「受託事業」と、町単独事業として行う「食の自立支援事業」からなり、受託事業のうち、みずから食事を作ることが困難な65歳以上の高齢者を対象とした食事提供と安否確認事業の利用者負担について、国と広域保険者との間に見解の相違があったことによるものです。

介護保険に係る給付の考え方として、平成17年10月以降原則として利用者の一部自己負担とされたものについて、当時の通知では例外として、実施主体で「低所得者への配慮を行うことができるもの」とされ、具体的な対応方法は実施主体に委ねられていました。これを実施要綱等で規定せず、住民税非課税者を低所得者としてとらえ、新たに利用者負担とされた費用についても補助事業として算定してきたところです。

しかし、22年11月の会計検査院の検査で、実施要綱等で低所得者の範囲を具体的に規定していなければ認められない旨の指摘があり、23年3月に正式な見解が示されたことを踏まえ、直ちに

実施要綱改正等の対応を図り、18年度から21年度までの過年度分で補助対象として算定していた住民税非課税者に係る費用を返還するに至ったものです。

秋田県国民健康保険団体連合会による保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に、市町村への割り当てにより負担する平成21年度から23年度の拠出金の算定誤りのうち、同連合会分については今年度の拠出金において調整することが決定されたことに伴い、関連予算を今定例会の補正予算に計上いたしました。

また、こどものえき設置事業については、役場庁舎をはじめ町内10カ所の多目的トイレにベビーキープやおむつ交換台、表示看板を1月下旬より順次設置し、2月24日に完了しております。

農政課関係ですが、平成24年産米の生産数量目標については、昨年12月27日付で県から通知があり、米の生産数量目標2万1,823トン、面積換算では3,730.43ヘクタールで、昨年より17トンの増、3.47ヘクタールの減となっております。

町では、美郷町地域農業再生協議会を1月20日に開催し、基準反収を585キログラムとし、生産数量目標の配分率62.80%、転作率37.20%を全町一律配分と決定し、農業協同組合などの認定方針作成者と飯米農家を含むすべての農家に1月下旬に通知しております。

また、来年度の水田活用の所得補償交付金については、同協議会で2月16日、作物別の交付単価を協議し、今定例会終了後の3月中旬には各種助成金の内容を含め、24年度の農業施策全般に関する地区説明会を開催し、農家等へ周知を図ってまいります。

食育について考え、意識啓発につなげようと、1月4日から2月17日まで募集した「めざましごはん標語」については、384点の応募があり、現在、選考委員会で最優秀作品の選考を行っております。最優秀作品については、町が行う食育事業の標語として広く活用してまいります。

集落営農組織や農業法人などの担い手支援活動については、税理士による農業簿記研修会を1月27日、中央ふれあい館で開催いたしました。また、58集落営農組織のうち3組織が法人化に向けた話し合いを進めており、町としても指導・支援しております。

新規就農者への対応については、現在3人の方が所定の手続きを進めており、国の政策の動向を注視しつつ、今後も支援してまいります。

美郷町農業研修会を2月28日、美郷町公民館で127人が参加して開催し、23年産の稲作等の生育概況及び今後の対応、今年度実施した直播栽培実証圃の検証と実践報告及び24年度の国の農業施策等について、関係機関から説明していただきました。

商工観光交流課関係ですが、県並びに県内市町村等27団体で構成する秋田県企業誘致推進協議

会が1月18日、県内進出企業との意見交換や企業立地促進のため、首都圏企業懇談会を都内で開催し、参加約150社に本町を含めた秋田県の企業立地環境についてアピールしたほか、参加した町内進出企業7社との情報交換を行いました。

ふるさと会統合に関する報告会を1月29日、千畑ふるさと会、在京六郷会並びに仙南ふる里会の正副会長等にご出席いただき、都内で開催し、統合に向けた諸準備をしていくことで合意をいただいております。

中部関西地区美郷町ふるさと会が2月19日、愛知県名古屋市で開催され、会員21人が参加し、交流が行われました。

平成24年度の町内企業就職者を対象とした美郷町新入社員の集いが3月29日、美郷町商工会並びに美郷町企業連携協議会合同で名水市場湧太郎の国の誉ホールで開催されます。3月2日現在、12事業所から27人の参加申し込みがあり、当日は来賓挨拶、新社員紹介のほか、接遇についての講演等が行われます。

依然として厳しい雇用情勢が続いておりますが、町としてはこうした取り組みを支援することにより、関係団体の連携強化や企業活動のPRを図り、雇用の維持拡大につなげてまいります。

建設課関係ですが、町内6カ所の農業集落排水施設の使用料統一化を検討するため、美郷町農業集落排水施設使用料検討委員会を昨年12月21日に設置し、委員7人を委嘱して協議を進めてきましたが、2月16日に答申書が提出され、今後は答申内容に基づき、使用料の統一準備を進めてまいります。

簡易水道では、畑屋簡易水道の一部で2月4日夕方に断水が発生し、上畑屋地区で町道に埋設した本管からの漏水が確認され、7日夕方までに復旧済みです。

また、千畑中央地区簡易水道の取水施設凍結により取水量が減少したため、2月13日から5日間、50%の給水制限を実施するとともに、黒沢地区簡易水道の取水井戸の水位が低下したため2月16日から1週間、千畑中央地区簡易水道の漏水探査と復旧のため2月28日から1週間、それぞれ50%の給水制限を予定しておりましたが、いずれも早期復旧に努めた結果、数日間で給水制限を解除いたしました。

12月以降の工事発注状況については、改良舗装工事として畑屋高野・鍮田馬町線など2路線と看板設置工事1件を7,599万9,000円で発注済みです。

簡易水道関係では、漏水復旧工事及び揚水試験を175万3,500円で、農業集落排水関係では、機械器具交換工事3件を589万9,000円で発注済みです。

教育総務課関係ですが、インフルエンザの集団発生により、千畑なかよし園5歳児、千屋小学校1年生、仙南西小学校6年生、仙南中学校1年生及び六郷わくわく園5歳児で、それぞれ2日から5日間、学年・学級閉鎖いたしました。なお、各園、小中学校に対しては手洗いやうがい等の予防措置を徹底しております。

福島っ子と美郷っ子交流事業を2月11日、12日の両日、町内で実施し、福島県から幼児と児童13人及び保護者6人が、本町からは幼児と児童30人が参加し、天筆の作成や雪遊びなどで交流いたしました。

町内認定こども園では今年度新たに園評価を導入し、保護者を対象とした調査を1月に実施いたしました。3園ともにおおむね良好の評価がなされておりますが、調査結果を分析し、今後の園運営の改善を図るため必要な措置を講じ、本町の幼児教育水準の向上に努めてまいります。なお、詳細については、2月に実施した保育参観時に保護者に説明するとともに町のホームページでも公表しております。

生涯学習課関係ですが、秋田県美術展覧会第9回仙北地域展を昨年12月17日から1月29日まで学友館で開催し、日本画や洋画、工芸、写真等7部門123点を展示し、多くの方が訪れました。

また、本町出身で秋田公立美術工芸短期大学教授の渋谷重弘氏の芸術作品ミクストメディアを展示する「渋谷重弘展」を2月11日から3月18日まで学友館で開催しておりますので、皆様のご来場をお願いいたします。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第1号及び報告第2号「専決処分事項の報告について」ですが、落雪等による車両破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、ご報告するものです。

議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ですが、澁谷あさ子氏を新たに人権擁護委員として推薦したく、意見を求めるものです。

議案第4号「大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について」ですが、同組合が運営する角間川更生園が平成18年に施行された障害者自立支援法に基づく新しい障害福祉サービス体系に移行するに当たり、施設種目名称を同法に規定する「障害者支援施設」に改めるなどの必要があり、地方自治法第290条の規定により、お諮りするものです。

議案第5号「町道の認定について」及び議案第6号「町道の廃止について」ですが、町道の改良に伴い、お諮りするものです。

議案第7号「美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について」ですが、同計画の一部を変更したく、お諮りするものです。

議案第8号「美郷町条件付採用職員等の分限に関する条例の制定について」ですが、地方公務員法の規定による条件付採用職員及び構造改革特別区域法の規定により認定を受けた計画に基づき任用された職員の分限について必要な事項を定めるため、お諮りするものです。

議案第9号「美郷町暴力団排除条例の制定について」ですが、暴力団の排除を推進し、町民生活の安全と平穩の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第10号「美郷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」ですが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のため条例を制定したく、お諮りするものです。

議案第11号「美郷町交通指導員条例等の一部改正について」ですが、美郷町交通指導員、美郷町防犯指導員及び美郷町消防団員の年度途中による異動の場合の報酬等の支給額を改正したく、お諮りするものです。

議案第12号「美郷町税条例の一部改正について」ですが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い改正したく、お諮りするものです。

議案第13号「美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について」ですが、雁の里山荘及び雁の里管理休憩棟の供用方法並びに公園施設の使用料を改正したく、お諮りするものです。

議案第14号「美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正について」ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正したく、お諮りするものです。

議案第15号「美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正について」ですが、美郷町公共施設再編計画に基づき改正したく、お諮りするものです。

議案第16号「美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について」ですが、本年4月1日より町内3温泉の管理運営体制が一本化されることに伴い、各施設の料金の均衡を図るため、お諮りするものです。

議案第17号「美郷町地販地消推進条例の一部改正について」ですが、地販地消の推進に加え、地産外商を推進することに伴い改正したく、お諮りするものです。

議案第18号「美郷町営住宅条例の一部改正について」ですが、公営住宅法の一部改正に伴い、

入居者資格の一部を新たに定める必要があるため、お諮りするものです。

議案第19号「美郷町特定地区公園条例の一部改正について」ですが、公園施設の供用時間を変更したく、お諮りするものです。

議案第20号「美郷町コミュニティ消防センター設置条例の一部改正について」ですが、社会資本整備総合交付金事業による防災施設の整備完了に伴い改正したく、お諮りするものです。

議案第21号「美郷町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の廃止について」ですが、美郷中学校施設として管理を行うため条例を廃止したく、お諮りするものです。

議案第22号「指定管理者の指定について」ですが、美郷町温泉経営計画に基づく町内3温泉施設の一括管理経営に当たり、美郷町湯とびあ雁の里温泉と、同施設に附帯する美郷町老人福祉センター雁が音苑を管理運営する指定管理者及びその指定期間について、お諮りするものです。

議案第23号「美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について」ですが、簡易水道事業の円滑な推進を図るため、繰入額を変更したく、お諮りするものです。

議案第24号「美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について」、議案第25号「美郷町下水道事業特別会計への繰入額について」及び議案第26号「美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について」ですが、一般会計からの繰り入れにより各事業の円滑な推進を図るため、お諮りするものです。

議案第27号「平成23年度美郷町一般会計補正予算第10号」についてですが、美郷町新入社員の集い負担金、総合福祉システムの改修に要する経費及び精算に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担（補助）金返還金の追加、担い手育成基盤整備事業費負担金、町所有工場等取得促進助成金及び除排雪に要する経費の増額、公共施設整備基金積立金等の増額等に加え、事業実績及び実績見込みによる各事務事業費の減額に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第28号「平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号」、議案第29号「平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号」、議案第30号「平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号」、議案第31号「平成23年度農業集落排水事業特別会計補正予算第4号」及び議案第32号「平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号」についてですが、実績見込みによる歳入歳出予算の補正等について、お諮りするものです。

なお、議案第33号から議案第38号までの平成24年度「一般会計予算」及び「各特別会計予算」については、「平成24年度施政方針」で詳細を申し述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

引き続き、平成24年度「一般会計予算案」及び「各特別会計予算案」を提案し、ご審議をお願いするに当たり、町政推進の基本的な考え方や主な取り組みをご説明申し上げ、町民各位並びに議員各位のご理解、ご協力をいただきたいと思います。

美郷町は、平成16年11月の立町から着実に歴史を刻み、今年8年目を迎えております。私はこれまで、町政推進の基本に「融和と前進」の理念を据え、住民が「住んでよかった、住みつけたいと思えるまち」の確立を目指して各般にわたる施策展開を図ってまいりました。この間、町民各位並びに議員各位には温かいご理解とご協力をいただいてきており、まずもって感謝申し上げます。

一方、行政環境は、価値観の多様化や経済の長期低迷に加え、東日本大震災の発災や国政における政策の揺らぎなど、残念ながら混迷の状況と言わざるを得ない環境にあると認識しております。こうした中、美郷町については、かかる混迷の影響をできるだけ回避しながら、計画性の中に将来の発展を担保していくよう、引き続き、将来を見通しながら、今行うべき取り組みに勇気と決意を持って臨み、着実に堅実に施策を展開していくことが肝要と考えております。

そのため、美郷町総合計画後期基本計画の中間年にあたる平成24年度についても、これまで検討を重ねてきた喫緊の課題に鋭意取り組むとともに、引き続き「まちづくり戦略プロジェクト」を中心として、総合的な施策展開に努めてまいります。

こうした基本的な考え方のもと、特に学校再編については、この4月に開校する「美郷中学校」が円滑に運営されていくよう、また来年度の開校をめざして作業を重ねている千畑、仙南地区の統合小学校については、遺漏ない準備となるよう最大限留意してまいります。また、かねてより老朽化の課題がありました六郷幼稚園・保育園については、平成24年度から具体整備に着手し、望ましい施設の早期整備に努めてまいります。また、空き校舎についても、活用計画に基づき具体整備や活用準備に着手するほか、公共施設再編計画に基づく施設再編も着実に推進するなど、将来の美郷町の姿・形に影響力を持つ、学校を初めとする各種施設の再編統合に着実性を持って臨んでまいります。

さらに、美郷町の将来の発展性を思慮し、これまでの地販地消の取り組みに加え、新たに地産外商の概念を構築し、産業振興や観光・交流分野の新たな取り組みにも努めてまいります。また、

美郷を代表する地域資源である水環境についても、引き続き官学連携を含めて幅広く展開してまいります。

一方、こうした主な取り組みを支える財政状況については、平成22年度決算における財政指標では、経常収支比率が前年度88.1%から86.4%に、実質公債費比率が16.3%から14.2%に改善されているものの、国に依存した厳しい財政構造であるため、今後も町民各位並びに議員各位のご理解とご協力のもと、行財政改革に向けた取り組みを推進してまいります。

続いて、平成24年度予算編成方針と予算の概要についてですが、平成24年度一般会計予算は112億9,472万9,000円で、平成23年度に比較し1.4%の増となりました。

まず、歳入について申し上げます。

町税については、滞納整理対策の強化による公平かつ適切な課税と収納を見込み、地方交付税については、国の地方財政計画による伸びなどに配慮しております。

町債については、過疎対策事業債と合併特例債を事業内容による選択と起債発行額が起債の償還元金を上回らないように後年度負担を考慮したほか、繰入金については、財政調整基金からの繰り入れを最小限にとどめ、振興基金から取崩し可能な額を繰り入れし、後年度のさまざまな財政需要に備えて公共施設整備基金に積み立てることとしております。

続いて、歳出について申し上げます。

創意工夫を図りながら、事務事業の見直しを進めるなど徹底した経費の抑制や財源の重点配分を行い、メリハリのある予算編成に努めました。経常的経費については、必要最小限で最大の効果が得ることができる予算配分とし、政策的経費については、重点項目を設定して積極的に財源を振り向け、財政のより一層の健全化を図るため地方債の繰上償還を引き続き実施してまいります。

特別会計については、国、県の制度改正による情報を的確に踏まえ、受益者負担の原則にのっとり適正に計上しております。

各特別会計の予算は、国民健康保険特別会計が26億7,068万7,000円で平成23年度と比較し0.4%の減、簡易水道事業特別会計は4億1,725万7,000円で15.3%の増、下水道事業特別会計は1億8,437万2,000円で4.7%の増、農業集落排水事業特別会計は2億794万円で13.1%の増、後期高齢者医療特別会計は1億8,848万7,000円で9.0%の増となりました。

次に、「まちづくり戦略プロジェクト」に関する主な取り組みについてです。

まず一つ目は、「農商工連携プロジェクト」です。

特色ある地域産品の充実を目的に、町の花「ラベンダー」を活用した地域特産品開発の可能性を探るとともに、地サイダーに続く次なる水関連特産品の開発や町の栽培環境に適した新たな作物の調査研究などに取り組んでまいります。

また、新たに農産加工協議会を立ち上げ、農業の6次産業化の促進による農商工連携にも取り組むとともに、新たに「地産外商」という概念で施策を展開することとし、町外に対して美郷産品のPR・販売活動の拡大を図るため、町外流通や販売に関するアドバイザー委嘱や町外の美郷産品取扱事業者に対する「秋田県美郷町生産品取扱店」認定書の交付、美郷産品の取り扱いに関する感謝状の贈呈などに取り組んでまいります。

二つ目は、「子ども育成プロジェクト」です。

確かな学力を身につけた子どもの育成を目的に、全国学力状況調査や町単独の学力検査などの結果に基づき、子どもの個性に合わせた教育を実践するほか、ブックスタート事業の継続や図書館蔵書の充実など、読書環境の整備を図ってまいります。

また、個性と創造力を持つ子どもの育成を目的に、美郷中学校でのJAXAの名誉教授的川泰宣先生の講演や映画「はやぶさ」の上映のほか、親子体験教室や児童館事業など体験学習型のカリキュラムを充実してまいります。

さらに、子どもの心と体の健全な育成を目的に、子どもから大人までの食育の進め方や肥満傾向児対策などの具体的かつ実践的な取り組みを盛り込む「第2期美郷町食育推進計画」の策定、中学生の親子を対象にした「思春期講座」やスポーツ少年団の活動を引き続き支援してまいります。

三つ目は、「水環境保全プロジェクト」です。

水資源の保全と保護を目的に、水辺清掃ボランティア活動や植樹活動を継続するとともに、不法投棄の未然防止看板の設置などによる啓発対策を講じてまいります。

また、水環境学習機会の創出と提供を目的に、学習活動の基礎資料とするために新たに湧水池など水辺に生息する生物調査を実施するほか、水環境マイスター養成講座や町内のすぐれた水環境を紹介する水辺写真展を継続してまいります。

さらに、水とのふれあいを目的に、「水の郷シンポジウム」や「水辺を歩こう事業」を引き続き開催するとともに、秋田大学との連携による「水のコンサート」を美郷中学校の合唱コンクールとあわせて実施してまいります。

四つ目は、「交流促進プロジェクト」です。

学習交流の推進を目的に、友好都市である大田区や千屋小と御田小との児童相互訪問などの交流を継続し、都市交流推進協議会による修学旅行の農家民泊・農作業体験の受け入れを支援してまいります。

また、友好交流の推進を目的に、大田区と町内演奏家との「友好交流コンサート」や那珂川町との行政交流を継続するほか、新たに防災協定を締結した長野県東御市と双方の道の駅を活用した交流に取り組んでまいります。

五つ目は、「安全・安心プロジェクト」です。

暮らしの安全・安心を目的に、災害時の町民の通信手段を確保するため、新たに災害時安否確認電話を指定避難所に設置するとともに、自主防災組織の活動支援を継続してまいります。

また、子どもの安全・安心を目的に、不審者情報などを速やかに保護者の携帯電話等に伝える「安全・安心メールシステム」の運用を認定こども園や小中学校で開始するとともに、通学路への防犯灯の重点設置など、通学時の安全確保に努めてまいります。

さらに、社会資本の安全・安心を目的に、学校再編に配慮した歩道整備や交通安全施設の整備、橋梁の点検や町民スポーツ等の活動拠点となる中央並びに南体育館の耐震診断などを実施してまいります。

次に官学連携についてですが、国立大学法人秋田大学並びに公立大学法人秋田県立大学との協定に基づき、次の事業に取り組んでまいります。

まずは「水」をテーマに、秋田大学との連携による清水のいやし効果の検証やさきに述べました「水のコンサート」を実施するとともに、県立大学との連携による美郷中学校のビオトープ設計に取り組んでまいります。

次に「地域産業の振興」をテーマに、県立大学との連携による農産品加工技術や製品化、流通の研究を実施してまいります。また、両大学並びに美郷町商工会、美郷町企業連携協議会との連携により、町内企業を対象に「美郷町産学官連携推進セミナー」を開催してまいります。

さらには、両大学を訪問し、施設見学や講座受講など生徒のキャリア教育についても実施してまいります。

次に、まちづくり戦略プロジェクト以外の取り組みについて、総合計画に沿ってご説明いたします。

初めに「第1章 快適なまちをめざして」についてご説明いたします。

道路交通体系の整備充実ですが、幹線道路竹原・内村線やアクセス道路畑屋高野・鑓田馬町線、

才ノ神相長根線の整備を継続するほか、生活圏道路整備7路線、側溝改良1路線、既設道路12路線の舗装補修を実施してまいります。

また、除雪ドーザ、ロータリー除雪車各1台を更新し、適切な道路除排雪を推進してまいります。

上下水道の整備充実ですが、簡易水道施設整備については、平成24年度で完了予定の六郷東部地区の配水管3,550メートルと消火栓12基を整備するほか、大坂地区と千畑中央地区の統合や整備要望の高い千畑西部地区の早期事業化を検討してまいります。

また、簡易水道や公共下水道、農業集落排水への加入率向上のため、接続に要する費用の一部補助を継続するほか、適正な施設使用料を負担していただくために検討委員会を設置し、検討してまいります。

快適な住環境の整備ですが、定住促進の一環として、一定要件を満たす方の住宅取得に100万円を上限とする定住促進奨励金交付制度を創設するほか、経済対策として県事業と連携した住宅リフォーム緊急支援事業や個人住宅の耐震診断と耐震補強工事費用の一部補助を継続してまいります。

また、町営住宅については、住宅の長寿命化計画に基づき適切な維持管理を図ってまいります。次に、「第2章 自然にやさしいまちをめざして」についてご説明いたします。

環境保全の推進ですが、温室効果ガスの排出抑制、環境負荷軽減のため、新たに設置する街路灯・防犯灯はLED灯具とし、消費電力の削減を図るほか、省エネルギー住宅化への支援として太陽光発電システム設置に要する費用の一部補助を継続してまいります。

廃棄物減量と適正処理の推進ですが、再資源化率向上を図るため、資源ごみの集団回収に取り組む行政区への支援、生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費用の一部補助を継続してまいります。

また、六郷地区一般廃棄物最終処分場の廃止に向けて、新たに各種調査に着手してまいります。土地の計画的利用と保全ですが、土地を適正に管理するため地籍調査を実施してまいります。平成24年度は、仙南・千畑地区の成果について国の認証を受け、一部の登記事務を除いて町内全域の調査を完了いたします。

次に、「第3章 健康やかなまちをめざして」についてご説明いたします。

健康生活の推進ですが、自殺予防対策としてメンタルヘルスサポーターの継続的な養成や「こころといのちを考える集い」の開催、「てとての会」が行う憩いの場づくり活動を引き続き支援し

てまいります。

また、病気の早期発見・早期治療による重症化防止のため、乳幼児健診や人間ドック・脳ドック費用に対する助成を継続するほか、腎機能の低下を把握する特定健診への検査項目の追加や、がん撲滅に向けてがん検診の受診促進に努めてまいります。

予防接種については、子宮頸がん予防ワクチン接種や5歳未満の乳幼児を対象とするヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種費用に対する助成を継続してまいります。

地域福祉の推進ですが、町民の積極的なボランティア活動環境をつくるための支援や住民活動センター「みさぼーと」との連携のもと、町民との協働による地域福祉を推進してまいります。

児童福祉の向上ですが、保護者の負担軽減を図るための一時保育や放課後児童クラブを引き続き実施するほか、子育てに関する悩みの解消や保護者同士の交流の場としての子育て支援センター事業の充実や民生児童委員協議会、要保護児童対策地域協議会などとの連携による相談支援体制の強化に努めてまいります。

また、福祉医療費については、これまでの未就学児への支援に加え、新たに小学生も対象とし、社会全体での子育て支援体制を構築してまいります。

高齢者福祉の向上ですが、認知症の方を地域で見守る認知症サポーターの継続的な養成、二次予防対象高齢者把握事業の精度を上げる調査など、対象者が積極的に参加できる介護予防事業の実施に努めてまいります。

また、配食サービスやふれあい安心電話設置事業、介護者に対する支援として家族介護教室や家族介護者交流事業を引き続き実施するほか、シルバー人材センターや老人クラブが行う活動に対する補助や、健康の増進を目的とした温泉利用料やはり・きゅう・マッサージ費用の助成を継続してまいります。

障害者福祉の向上ですが、障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、施設入所中の本人や家族の意向を尊重した上で地域生活へ移行できる相談支援体制の充実に努めてまいります。

また、平成23年度に策定した「第3期美郷町障害福祉計画」に基づき、適切なサービスの提供や就労支援に努めるとともに、平成24年10月には「美郷町障害者虐待防止センター」を町に設置し、虐待の未然防止、通報連絡体制の構築及び一時保護などについての対策を講じてまいります。

次に、「第4章 心豊かなまちをめざして」についてご説明いたします。

乳幼児教育の充実ですが、認定子ども園の良さを十分に生かした教育の実践を継続し、幼稚園や保育園、子育てセンターのそれぞれの役割と機能を生かした幼保一体的な園運営に努めてまい

ります。

また、老朽化している六郷幼稚園・保育園は、平成25年度の完成を目途に建築工事に着手してまいります。

学校教育の充実ですが、千畑、仙南地区統合小学校の校舎等の改築工事に着手するとともに遠距離通学用スクールバスを購入いたします。また校章・校歌の制定については、各開校準備委員会から提言をいただきながら、平成25年4月開校に向け万全を期してまいります。

また、発達障害などで生活上の支援が必要な児童生徒に対しては、各校の教職員が支援体制をとるとともに、引き続き学校生活支援員を配置し児童生徒の個性にあわせた教育を実践してまいります。

社会教育の推進ですが、ボランティアによる学校支援活動については、住民活動センター「みさぼーと」と連携し、学校支援地域本部事業を継続してまいります。

また、みずから学習した成果を社会に還元し貢献する「知の循環型社会」の構築に向けた取り組みとして、歴史文化案内人の養成講座などを開設しリーダーの育成を図るとともに、生涯学習サークルの育成に努めながら、町民だれもが気軽に参加できる講座の継続や新たな講座の開設、自衛隊コンサートや映画上映会など芸術文化に親しむ機会を提供してまいります。

スポーツの振興ですが、各種スポーツ団体等の育成や支援を継続するとともに、スポーツ活動による健康、体力づくりを促進するため、すべての町民が気軽に参加でき、通年でスポーツを楽しめるプログラムを提供してまいります。

また、千畑地区の周回コースで開催してきた美郷町中学校新人駅伝大会は、実施場所を新生美郷中学校周辺に変更し、生徒間の交流と体力向上を図ってまいります。さらに、技術の高いスポーツ大会の誘致として国民体育大会東北地区大会バドミントン競技を本町で開催いたします。

また、老朽化した美郷町野球場改修工事や美郷総合体育館、プールパークみさとの修繕工事を実施し、安全安心を確保してまいります。

歴史と文化の保存と創造ですが、町内外の歴史関連団体等と連携しながら後三年合戦にちなんだ町内の史実を検証し、文化財保護事業では、平成22年度までに発掘した湯殿屋敷、谷地中遺跡の整理、本堂城跡の発掘調査を継続してまいります。

次に、「第5章 人がふれあうまちをめざして」についてご説明いたします。

余暇・レクリエーション施設と公園緑地の充実ですが、遊具などの安全点検及び修繕を行い、適切な維持管理を図ってまいります。また、観光客等の来町者及び町民に対する案内機能の強化

を図るため、観光施設や各集落へ誘導看板設置を継続してまいります。さらに、農村公園や児童遊園地内の公衆トイレの管理費用の補助を継続し、管理団体の負担軽減を図ってまいります。

ふれあい活動の推進ですが、空き校舎となる千畑中学校を北ふれあい館とするために、集会や交流、文化芸術活動施設として整備してまいります。

また、地域コミュニティ活動を支援するため、行政区の特色ある地域づくり活動や集会施設などの整備費用の一部補助を継続してまいります。

観光の振興ですが、平成25年度に予定されているJR東日本の秋田デスティネーションキャンペーンに参画し、「角館・田沢湖」から湯沢市までの縦断観光バス「こまち蔵しっく号」による誘客を図ってまいります。

また、JR東日本秋田支社では、平泉が世界文化遺産に登録されたことを受け、後三年の古戦場にちなむ駅舎の改築を決定しており、町では古戦場を含めた史跡・観光地を紹介するコーナーを合築し、交流人口の拡大につなげてまいります。

温泉統合については、美郷温泉振興株式会社が4月1日から湯とぴあ雁の里温泉の指定管理を受けるべく準備を進めており、今定例会に関連議案を上程いたしておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

人材育成と地域、国際交流の推進ですが、引き続き中学生の国際感覚を醸成できる交流の場の提供や他自治体との交流を実施してまいります。

次に、「第6章 活力あるまちをめざして」についてご説明いたします。

農林業の振興ですが、国の新規事業「戸別所得補償経営安定推進事業」の推進のため、地域農業マスタープランの作成を積極的に支援するとともに、農業経営複合化の促進のため、大豆団地や美郷ブランド品目への作付け誘導を図る町独自の支援策を講じてまいります。また、町堆肥センターの堆肥利用により、農産物の付加価値向上を図ってまいります。

幅広い担い手の確保については、若手農業者同士の自主的な活動をサポートするほか、本町でも開催される「全国担い手サミット」現地研修会を通じ、全国の意欲ある農業者と交流が図れるよう支援してまいります。

基盤整備事業については、本堂城回地区並びに羽貫谷地地区、大畑地区への支援を継続するほか、潟尻ダムや西法寺ため池の改修工事に対して支援してまいります。また、畑作物で増収効果があるモミガラ暗渠機械の導入に補助してまいります。

次に、畜産の振興ですが、畜産経営の安定向上を図るため、引き続き繁殖牛、肥育牛、乳用牛

について優良牛の導入促進と疾病予防策を実施してまいります。

次に、林業の振興ですが、適期の松くい虫防除やナラ枯れ被害の早期把握などにより、赤松や広葉樹の保全に努めてまいります。

工業の振興ですが、誘致企業の積極的な設備投資を促進するため、国・県との協議により緑地面積を緩和するほか、設備投資への奨励金の交付を継続してまいります。

また、長引く不況のもと、中小企業の経営安定を図るため、町融資制度を活用した中小企業に対する2%分の利子補給並びに融資保証料の補給についても継続してまいります。

商業の振興ですが、地元購買率向上のためプレミアム商品券や事業所連携活性化事業、空き店舗活用への補助を継続するほか、「美郷まんま」、「美郷たぬ中」のお土産品の取扱店の拡大を図るとともに、「美郷たぬ中」については、消費者が気軽に購入できるよう、乾麺による製品化について支援してまいります。

また、新規創業に要する設備費等や新たな雇用が見込まれる事業所の新設・増設に対する奨励金制度を継続してまいります。

労働・雇用対策の充実ですが、雇用情勢改善のため緊急雇用対策として、町の11業務で38名の雇用を確保し、就業機会を創出してまいります。

また、求職者の就業機会向上と負担軽減を図るため、大曲仙北職業訓練協会が開催する各種講習会の受講費を町が負担するなどの取り組みを継続してまいります。

次に、「第7章 安全で安心できるまちをめざして」についてご説明いたします。

防火・防災体制の充実ですが、平成23年度で防災行政無線、防災資機材積載車、移動系無線などの整備が完了したため、今後は設備の適正管理に努め、災害時等緊急事態に備えてまいります。

また、消防水利を確保するため、2カ所に耐震性防火水槽を整備してまいります。

交通安全の推進ですが、チャイルドシートの装着率向上のため購入費用の一部補助を継続するほか、関係機関との連携、協力のもと交通安全意識の啓蒙や交通安全施設の整備、維持管理に努めてまいります。

青少年健全育成・防犯の推進ですが、防犯指導隊、交通指導隊、子ども見まもり隊、防犯協会や更生保護団体等の自主防犯活動を推進し、関係団体・機関との連携のもと情報共有を図りながら、防犯対策に取り組んでまいります。

次に、「第8章 町民主体のまちをめざして」についてご説明いたします。

信頼され親しみのある行財政運営の推進ですが、町有林5ヘクタールの間伐や未利用資産の処

分を推進し、歳入確保に努めてまいります。

また、定員管理計画により職員数が年々減少する中、複雑化する行政課題に的確に対応できる職員の資質向上に向けた県職員との合同研修や自主研修、職場内研修などのほか、国や他の自治体との人事交流を継続してまいります。

住民参加の推進ですが、住民活動センター「みさぽーと」については、住民活動への興味や理解をさらに深めていただき、住民活動センターが自立化に向かえるよう、研修会を実施してまいります。

情報化の推進ですが、平成23年度において町内全域に超高速インターネットの通信環境が整いましたので、より多くの利用で情報化の推進を図るとともに、住民基本台帳法の改正に伴う住民情報システムの更新については、災害時等データの安全性やコストの削減を図るため、庁外のデータセンターとオンライン結合するクラウド方式に変更してまいります。

以上、平成24年度における町政推進の基本的な考え方や主な施策の概要について申し上げます。

平成24年度も、目指す美郷町の姿をしっかりと見据えるとともに、現実の姿を的確に把握し、その差異を埋めていくための施策を地道に継続的に一つずつ取り組んでまいりたいと存じます。

また、その取り組みが確実な成果を生むためには、まずは私を初めとする役場職員全員が理想と現実の姿を共有し、施策のありようについて深慮する姿勢が大切であると存じます。そのためにも、常にみずからの感受性を高め、深慮につながる自己研さんに努めてまいりたいと存じます。また、価値観が多様化している社会環境を認識し、多様な声を伺う姿勢を大切にした上での確かな判断を下すよう最大限の留意を払いたいと存じます。さらに、取り巻く環境の変化に臨機応変の対応はとりながらも、しかし核心はぶれない思慮と行動に努めてまいりたいと存じます。その上で、確実な成果のためには、何と言っても議員各位並びに町民各位のご協力、一体となった推進が必要と存じます。

今後とも、町民各位から信頼される美郷町を目指して、そして町民各位が誇れる美郷町を目指して全身全霊で頑張る所存ですので、町民各位には何とぞご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げますとともに、議員各位には、大所高所からのご指導を引き続きいただけますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（高橋 猛君） ここで10分間休憩します。

（午前11時08分）

---

(午前11時19分)

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎請願第1号の上程

○議長（高橋 猛君） 日程第5、請願第1号 TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願を上程し、議題といたします。

請願書の朗読は省略いたします。

紹介議員の説明を求めます。4番、武藤 威君、登壇願います。

(4番 武藤 威君 登壇)

○4番（武藤 威君） 請願第1号のTPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願について。

このTPP、私があえてここで皆さんにお願いというか、そういう柄ではありませんけれども、私より皆さんの方が結構関心あると思っておりますけれども、一応紹介議員になっておりますので、一言お願いかたがた言いますけれども、けさテレビでロシアのプーチンさんがまた6年間親分としてやっていくというようなことが報道されましたし、また、ついこの間北朝鮮でも若い人が主導権を握ったという中で、ことしは忙しい年でこの美郷町にもありますけれども、アメリカ初め、中国初め、フランス初め、棒心が決まると。いや、時によっては何となっていく、世界的にどういうことが起きるかわからなという矢先の中でも、今アメリカも、アジアで進出したという方で日本を自由化に向けて、さらには中国に入って行って安い賃金で今のオバマさんもその投資をねらって雇用で今悩んでおりますけれども、その雇用を倍にするというような形でこの1年間思いやられる年でございますけれども、このTPPですけれども、日本でも何とか入れてくれということで、2月の7日ですか、アメリカ、その前には、FTAに入っている小さい国とでもいいですか、その辺のことは了解済みということで、残るはアメリカと。これが2月の7日でしたか、何とか入れてくれというような形で事前協議したわけでございますけれども、いや、農産物、医療、その他を含めて全部を場に出せばなんとかかんとかしてやるというような答えをいただきましたけれども、その後でわかりましたけれども、日本の代表をされている方は、農産物を含めたすべてを場に出すから何とか入れてくれというような形になりました。その後、2月21日オーストラリア、それから23日はニュージーランド。

ところで、あの方々は農業を前提にしていると。いや、アメリカとそういう約束したかもしれないけれども、農業さえちゃんと場にはらわなければ、私たちは、日本を反省してもらおうと、参加させないという形のことで、これも問題化されていると。そういう形で一回りしたわけでございますけれども、まだはっきりしていないと。やはり日本としてはこのTPPに入って消費税を上げながら、さらには低賃金で働かせるという形で入っていく。これはやはりアメリカ主導で、アメリカべったりとでもいいですか、そういう形での協議に入っている。ですから、日本としては何もならないことではないかなと思うわけでございますけれども、そういう中で、一番譲れない条件も検討しないままにとりあえず参加するという姿勢は、やっぱり国家として自殺行為だと。得るものが少なくて失うものか多過ぎるのではないか。これは国民だれが見てもそう感じると思うわけでございます。

まず、そういう形で、この秋田県、また美郷町を考えてみても、先ほど町長が施政方針等でおっしゃったけれども、数々本当にいろいろやってくれるということで安心して聞いておりましたけれども、恐らく、仮にです、これが今からそういう形になればできないものがたくさん出てくると思います。第一、日本の食料自給率はもちろん面積的にも違うだろうし、昔のこの秋田県、また美郷の農業、食料、自然を守ってきたこの1反歩、2反歩の田んぼには恐らく植えなくなるという形で、もちろん水環境プロジェクトもできなくなる。何回も言いますが、これまでこの水田はただ米をつくるだけでなく、我々が生かされてきた水分、水を蓄えてきたと。それさえなくなってしまうと。やはりそういうことも考えれば我々の生活を投げるといふ形のTPPじゃないかなと思うわけでございます。

そういう中で皆さんから後でこの陳情を審査していただくわけですが、そこあたりをゆっくり考えて、皆さんの返答をお待ちしたい。どうかひとつ、最後に書かれておりますけれども、請願項目として、やはり農業政策も上の方でやっているからそれをちょっと待ってみようというような、いわゆる趣旨採択みたいなものがたまに出たりしますけれども、私はそうでないと思います。やっぱり農業政策も、待ちでなく、やはりこの美郷町議会として提案していくというような議会活動をしていかなければと私自身言い聞かせておりますけれども、どうかそういう意味で、このTPPの事実上参加表明を撤回し、関係各国の協議を中止すること。この言葉だけでいいです。こうした意見書を政府関係機関に提出することをお願いします。以上です。

○議長（高橋 猛君） お諮りします。この請願については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、請願第1号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第1号の上程

○議長(高橋 猛君) 日程第6、陳情第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第1号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第3号の上程

○議長(高橋 猛君) 日程第7、陳情第3号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第3号については、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第4号の上程

○議長(高橋 猛君) 日程第8、陳情第4号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。





(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 澁谷あさ子氏は、長らく幼児教育の現場でご活躍され、人格・識見高く、社会の実情に広く通じていますとともに、人権擁護に関し頑張っていきたいという抱負を持っており、実情に応じた活動が期待されます。

このため、委員候補として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 猛君) これで議案第3号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第13、議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について説明をいたします。

提案の理由は、平成18年に障害者自立支援法が施行されたことにより、広域で運営している角間川更正園が新しい障害福祉サービス体系に移行するために施設種目名称を改めること、現在行っている県指定の相談事業に加え市町村指定の相談事業を展開する予定であることから、広域の規約を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

8ページ、大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約(案)並びに議案資料集1ページに新旧対照表を記載しておりますので、あわせてお願いをいたします。

第3条の組合の共同処理する事務の第3号、これを「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、共同生活援助事業所」に改めるものでございます。

この規約の施行は、知事の許可を受け、平成24年4月1日からとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第4号の説明が終わりました。

---

◎議案第5号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第5号 町道の認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第5号 町道の認定についてご説明いたします。

今回認定をお願いする町道は、新設改良により整備された路線が千畑地区で1路線、仙南地区の圃場整備事業により整備された道路のうち、金沢西根地区141路線、東山本地区3路線、上深井地区22路線、合計176線、総延長3万2,566.1メートルの町道の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の認定につきましては、圃場整備前の道路が面工事と一体的に整備されたものと新設改良された道路を認定したもので、認定の基準は、原則として幅員が4メートル以上のもの、起点・終点が町道及び県道に接続していること、町民の通行が見込まれ、道路管理に支障がないこと、従前の配置状況及び密度、総延長の増減などを考慮して認定しております。

議案の10ページから18ページに認定路線名を掲載しております。また、議案資料集2ページと3ページに認定路線の位置図を添付しておりますので、ごらんくださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第5号の説明が終わりました。

---

◎議案第6号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第6号 町道の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第6号 町道の廃止についてご説明いたします。

今回廃止をお願いする町道は、仙南の金沢西根地区及び上深井地区の圃場整備事業により地区

内の道路が整備されたことに伴い、75路線、総延長3万1,933.2メートルの町道の廃止について、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の認定廃止により路線数で92路線増加して、総延長で632.9メートルが延長が伸びてございます。

なお、議案の20ページから23ページに廃止路線名を掲載してございます。また、議案資料集4ページに廃止路線の位置図を添付してございますので、ごらんくださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第6号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明いたします。

提案理由ですが、過疎地域の自立促進に必要な事業を追加し、財源として過疎債を充当できるよう計画の一部を変更したく、提案するものでございます。

変更内容は26ページから31ページまででございますが、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案資料集5ページ、A3版の資料でございます、5ページをごらんください。

追加計画は四つでありまして、下線の部分が追加箇所でございます。

まず、第2章産業の振興、観光またはレクリエーションの計画欄に、事業内容として「観光案内施設整備事業、観光案内書、大型案内看板の整備」、事業主体欄に「美郷町」を追加するものです。これはJRの駅舎改修にあわせ、駅舎に古戦場を含めた史跡・観光地を紹介するコーナーを合築する整備と観光看板を設置する事業に対応するためでございます。

次に、第4章生活環境の整備、簡易水道の計画欄に、事業内容として「千畑中央簡易水道再編推進事業、管延長1万4,155メートル」、事業主体欄に「美郷町」と、また事業名・消防施設の欄に、事業内容として「消防救急無線デジタル化整備負担事業、消防救急無線のデジタル化整備」、

事業主体欄に「大曲仙北広域市町村圏組合」、備考欄に「負担金」を追加するものでございます。  
これは、大坂地区と千畑中央地区の簡易水道統合や整備要望の高い千畑西部地区の事業化に向けた追加と、24年度より事業実施される大曲仙北広域市町村圏組合における消防救急無線のデジタル化計画に対応させるためでございます。

次に、第7章教育の振興の計画欄に、事業名として「過疎地域自立促進特別事業」、事業内容に「社会体育施設耐震診断事業」、事業主体欄に「美郷町」を追加するものです。これは中央体育館と南体育館の耐震診断事業に対応させるためのもので、ソフト事業として過疎計画に記載するため、事業内容欄に事業の必要性、具体の事業内容、事業効果を記載しております。

次の6ページの計画、過疎地域自立促進特別事業分の欄については、先ほど説明しましたソフト事業分を再掲したものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第7号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第8号 美郷町条件付採用職員等の分限に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第8号 美郷町条件付採用職員等の分限に関する条例の制定について説明いたします。

提案の理由は、昨年11月28日、美郷町資格要件付臨時的任用職員の任用期間の延長の特区が認定になり、今年4月からこちらを実施していくことに伴い、特区認定の適用を受ける臨時的任用職員及び地方公務員法の適用除外となっている条件付採用職員の身分保障の限界と公務能率の維持のための分限を規定するための条例を制定するものでございます。

34ページ、美郷町条件付採用職員等の分限に関する条例（案）をごらんください。

第1条は、この条例制定の目的について規定しております。内容は条件付採用期間中の職員及び特区認定の対象となった臨時職員の分限についての必要事項を定めることとしております。

第2条は、分限について規定しており、1号から5号のいずれかに該当する場合でなければ免

職できない旨の規定がされております。

第3条は、委任について規定しております。

この条例の施行は平成24年4月1日からでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第8号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第9号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第18、議案第9号 美郷町暴力団排除条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第9号 美郷町暴力団排除条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、本条例につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正を受けまして平成23年3月に秋田県暴力団排除条例が施行されておりますが、県条例のみでは町が行う公共工事や主催または共催、支援する行事などの事務事業までは網羅することができないことから、国、県、町が足並みをそろえて暴力団等の排除を推進し、町民の生活の安全と平穩の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与するために制定するものでございます。

36ページ、別紙、条例案をお願いいたします。

第1条の目的ですが、これは暴力団の排除に必要な基本理念を定め、町、町民の責務を明らかにし、排除に必要な事項を定めることにより安全の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することが本条例の目的であることを明記したものでございます。

第2条の定義ですが、法律で規定するところによる暴力団、暴力団員等をいうもので、集团的または常習的に暴力的不当行為等を助長するおそれがある団体をいうもので、指定暴力団とは限らないこと。また、暴力団員とは、暴力団の構成員をいうものであります。

第3条の基本理念ですが、暴力団、暴力団員が不当な行為を行っていない場合であっても、地域に事務所があることや頻繁に出入りすることにより周囲に多大な影響を与えることを認識し、

また、恐れない、利用しない、資金を提供しないなどの「三ない運動」のスローガンを基本理念に規定し、関係団体が連携して暴力団排除を推進することとしたものでございます。

次に第4条、第5条には、町及び町民等の責務として、排除のための施策を講じることや自主的に取り組むことに努めるとともに、情報提供について規定したものでございます。

第6条の町の事務及び事業における措置として、公共事業など暴力団員が利益を得ることにならないようにすることを規定したものでございます。

第7条は、啓発活動について。

第8条は、暴力団員を利用することの禁止等について。

第9条は、金品その他の利益供与の禁止について。

第10条は、行事からの暴力団排除を行うため、町が共催または支援する祭り、興業など公共の場所での行事を主催する場合は、関係者を利用、関与させないようにすることを規定しております。

なお、本条例は平成24年4月1日より施行するものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第9号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第10号 美郷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 議案第10号 美郷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のため条例を制定したく、提案するものでございます。

条例の概要についてご説明いたします。

40ページをごらん願います。

企業立地促進法では集積区域と指定業種が指定されておりまして、工場立地法では環境保全が適正に図られるよう9,000平方メートル以上の工場の敷地面積に対しまして、緑地面積が20%以上、環境施設面積が25%以上を設置することが義務づけられております。集積区域内への工場新設・増設環境を整えるためにこの割合を条例制定により特例措置で緩和するものであります。

第1条は本条例の趣旨の規定であり、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則にかえて適用すべき準則を定めるとしております。

第2条は用語の定義で、工場立地法の規定の例によるものとしております。具体的には、工場立地法第4条に規定する緑地及び環境施設の定義について、経済産業省令に準拠するということでありまして。

第3条は、この条例を適用する区域の範囲及び当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合を定めるものであり、区域の範囲を「本堂城回字若林89番地1、同じく若林118番地2」とし、緑地面積の割合を法で指定する「100分の20以上」から「100分の5以上」に、環境施設面積の割合を同様に「100分の25以上」から「100分の10以上」とするものであります。

なお、附則におきまして、本条例の施行期日を平成24年4月1日としております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第10号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第20、議案第11号 美郷町交通指導員条例等の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第11号 美郷町交通指導員条例等の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町交通指導員、美郷町防犯指導員及び美郷町消防団員の年度途

中による異動の場合の報酬等の支給額を改正いたしたく、提案するものでございます。

議案資料集でご説明いたします。7ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、年度途中に交通指導員や交通防犯指導員、消防団員が入団、退団、退職等による異動があった場合、報酬等は月割り計算としておりましたが、これを日割り計算として整理するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条による改正、美郷町交通指導員条例の一部改正及び第2条による改正、美郷町防犯指導員条例の一部改正については、いずれも第5条第1項のただし書きをそれぞれ削るものでございます。

また、第3条による一部改正、美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、別表第1の表以外の部分中、「月割り計算」を「日割り計算」に改めるものでございます。

別紙、条例案42ページをお願いします。戻っていただきたいと思います。

附則といたしまして、本条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時59分）

---

（午後 1時00分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第12号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第21、議案第12号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 議案第12号 美郷町税条例の一部改正についてご説明をいたします。

今回の改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方自治法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が昨年12月に公布されたことを受け、改正するものでございます。

議案資料集8ページから10ページにあります新旧対照表と、11ページにあります総務省が公表した資料でご説明をさせていただきます。

11ページ、総務省の資料で改正に係る箇所は、1個人住民税、3その他でございます。

新旧対照表中、8ページの条例第91条は、たばこ税の税率を現行の1,000本当たり「4,618円」から「5,262円」とするものです。

附則第14条の2は、旧3級品について現行の1,000本当たり「2,190円」から「2,495円」とするものです。

総務省資料の3その他にありますとおり、県たばこ税の一部が移譲されるもので、たばこにかかる税全体に変わりはありません。

附則第7条を削除する改正につきましては、総務省資料中、1個人住民税にありますとおり、退職所得に係る税額控除を廃止するものでございます。

第20条以降につきましては、地方税法等の改正にあわせ字句等を修正するものでございます。

条例案本文に戻っていただきまして、議案44ページをお開きいただきます。

施行期日等でございますが、改正条例の施行は公布の日からとしておりますが、附則第7条退職所得に係る部分は平成25年1月1日から、第91条及び附則第14条の2第1項たばこ税に係る部分は同年4月1日からとしております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第12号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第22、議案第13号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 議案第13号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正についてご説

明申し上げます。

雁の里山荘及び雁の里管理休憩棟の使用方法並びに公園施設の使用料を改正したく、提案するものであります。

議案48ページから53ページ、資料集12ページから14ページの新旧対照表をあわせてごらん願います。

今般の改正は、条例第9条に規定する供用日時及び使用料について別表のとおり改正するものであります。雁の里山荘については、休憩室の「宿泊」を削除、休憩で使用する時間帯を「10時から15時30分」であったものを「10時から17時」までと改めております。それ以外の施設の区分ごとの使用日時についての変更はありません。

使用料については、これまで消費税相当額を外税で上乘せしておりましたが、雁の里山荘、ふれあいの森スキー場、多目的グラウンド、その他の施設については、消費税相当額を内税として丸める範囲で使用料を引き下げております。パークゴルフ場の使用料については変更ありません。また、新たに雁の里管理休憩棟のホールについては、9時から17時まではふれあいの森及びパークゴルフ場を使用する方々に開放するため無料とし、17時から21時までを2,000円で貸し出すこととしております。

なお、営利及び興行のために使用する場合は、駐車場を含め各施設区分に掲げる使用料の3倍の使用料を徴収することとしております。

附則におきまして、本条例の施行期日を平成24年4月1日としております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第13号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第23、議案第14号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 議案第14号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正したく、提案するものであります。

改正の概要についてご説明いたします。

今般の改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の改正により第2号が追加されたことに伴い、本条例第1条中、第5項を第6項に繰り下げる改正を行うものであります。

本条例の施行期日を、附則において平成24年4月1日としております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第14号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第24、議案第15号 美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林宏和君） 議案第15号につきましてご説明いたします。

町公共施設再編計画に基づき、千畑交流センターを秋田おぼこ農協へことし4月1日付で譲与することに伴い、美郷町交流センター設置条例、同条例関連の使用料徴収条例の一部を改正したく、提案するものであります。

議案資料集の16ページの上段をごらんいただきたいと思います。

今回の第1条の改正では、美郷町交流センター設置条例第2条中の千畑交流センターの名称及び位置の記述を削除し、中段の第2条の改正では、美郷町交流センター使用料徴収条例第2条の別表にある千畑交流センターの記述削除に伴う利用室区分の整理となっております。

議案の58ページの方へ戻っていただきまして、附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第15号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第16号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第25、議案第16号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 議案第16号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

さきの平成23年12月定例議会において条例の一部改正を議決いただいたところであります。千畑複合温泉についてはサン・スポーツランド千畑の施設の管理を町直営とすることに伴う改正を、仙南温泉については温泉施設と福祉関連施設の分割についての改正をお願いいたしました。

今般の改正は、来る4月から三つの温泉の管理運営が同一の指定管理者美郷温泉振興株式会社のもとで行われることに伴い、類似する施設の料金の均衡を図るためにご提案するものであります。

改正の概要についてご説明いたします。

議案60ページから65ページ、資料集17ページから20ページをごらん願います。

第1条は、美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例第9条に規定する、別表1の利用時間と第14条に規定する利用料金を定める別表2の改正であります。

第2条は、美郷町湯とびあ雁の里温泉設置条例の全部を改正する条例の第14条に規定する、多目的集会施設の利用料金を定める別表第1と、同じく健康センターの利用料金を定める別表第2の改正であります。

第3条は、美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の第14条に規定する、温泉館及び湯治館の利用料金を定める別表2と、サン・スポーツランド千畑の利用料金を定める別表4の改正であります。

改正に当たっての留意点につきましては、休憩、宿泊別に利用料金の均衡を図るために、三つの温泉の各部屋の仕様に相違はあるものの、1畳1時間当たりの単価を算出した上で現行料金に近い料金を設定したものであります。また、利用時間が六郷、仙南と相違する千畑複合温泉、通常の部屋と使用形態が異なるコテージについては、料金改正の整合は図っておりません。その他の施設で、休憩で所要の時間を超えた場合の加算額を部屋の面積により統一、また定員を超えた

場合の加算額、キャンプ場で電源を利用した場合の加算額を統一したものであります。

資料集をごらん願います。

別表について、第1条六郷温泉でございますが、この別表1の改正では、これまで規定されていなかったバンガロー、キャンプ場を加えたこと。別表2では、表の見出しの変更。保養館部分の入館料を入湯料とし、同じく休憩料に定員を定め、時間と定員超過についての加算料金を規定したこと。4時間以内の利用料金を2,000円から1,400円としたこと。さらには、コテージ部分に加算料金を規定したこと。利用料金、コテージについては5,600円から5,500円と改めたことでもあります。なお、バンガロー、キャンプ場に宿泊する泊数、回数を規定し、電源利用の場合の加算料金の規定を加えております。

第2条の仙南温泉の改正では、別表第1では、談話室から視聴覚室まで、別表記載のとおり利用料金及び加算料金を改めております。

19ページですが、別表第2では、入湯を入湯料に改め、回数券を10回券に改めております。

第3条千畑温泉ですが、表の様式の見直しで、温泉館に10回券を加えたこと、湯治館の休憩料を改めたこと、さらには定員超過、それから子どもの寝具に係る加算料金を改めたことでもあります。

別表4では、温水プールで、大人1回の部分を温泉館利用の場合300円とする規定を適用欄に加えたこと。それ以外の利用料金の変更はありません。

附則におきまして、平成24年4月1日からの施行としております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第16号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第26、議案第17号 美郷町地販地消推進条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 議案第17号 美郷町地販地消推進条例の一部改正についてご説明いたします。

これまでの地販地消の推進に加え、地産外商を推進することに伴う規定を加える改正をしたく、自治法第96条の規定に基づき議決を求めるものであります。

改正の概要を説明いたします。

議案68ページから70ページ、資料集21ページから24ページをごらん願います。

第1条は、目的に地産外商の概念を加え、町内生産品等の地域外流通経路の確保と販売の促進、町の産業の発展を目的に加えたものであります。

第2条の用語の定義では、第1号で地販地消の定義を、町内産品等から町内販売品等に改め、第2号で地産外商の定義を加え、第3号で町内産品等を町内生産品等の定義に改め、第4号に町内販売品等の定義を加え、第7号では事業者の定義を従前の町内から町内外まで範囲を拡大し、第8号に地域産業支援の定義を新たに加えました。号を新設追加したことによりまして、旧条例の第2号以下の繰り下げを行っております。

第3条の基本理念に、第1項で地産外商、同法第1号に町内生産品等の地域外での流通、町外での流通経路の確保並びに販売を、第2号に町内の地域産業資源を積極的に活用した町内生産品等の開発を加え、第3号では町外の消費者に対し売り込み、交流人口の増加が図られるものであることを改めております。

第4条の事業者間の連携、第5条の町の役割、第11条の財政上の措置に地産外商を加え、第6条の経済団体の役割に地産外商と地産外商に係る施策を加えております。

第7条の事業者の役割に地産外商に係る施策を加え、町内産品等から町内販売品等に物産の範囲を広げ、第8条町民の役割に地産外商の推進を加え、物産の範囲を広げ、これを町外に対し魅力をアピールすることを加えております。

第9条の見出しに地産外商推進会議を、会議の審議事項に地産外商の推進を加えております。

第10条の普及啓発は、地産外商の目的を達成するために町民や事業者が取り組むべきことを、町内生産品等の特産品化並びに町内外での流通経路の確立と具体的な記載に改めました。

第12条に新たに委任規定を追加いたしております。

なお、附則におきまして本条例の施行期日を平成24年4月1日とし、改正前の条例第9条に規定する地産地消推進会議の委員の委嘱に係る経過措置を定めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで議案第17号の説明が終わりました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第27、議案第18号 美郷町営住宅条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第18号 美郷町営住宅条例の一部改正についてご説明いたします。

公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、入居者資格の一部を新たに定める必要があるため美郷町営住宅条例の一部を改正したく、議会の議決をお願いするものであります。

今回の改正は、昨年5月の地域主権一括法の公布に伴い、公営住宅法の単身入居基準が条例への委任事項に改正されたため町営住宅に単独入居する際の入居者資格を新たに定める必要があり、条例の一部を改正するものでございます。

議案の別紙72ページ及び議案資料集の25ページの新旧対照表をお願いいたします。

第6条第1項は、これまで公営住宅法施行令で制定されていた入居者資格について、老人、身体障害者、その他特に居住の安定を図る必要がある者とし、その他特に居住の安定を図る必要がある者として、第2項第1号60歳以上の者から順に第8項までを加え、第6項、第2項の入居者資格の判断方法として第3項を加えるものでございます。

第7条及び第23条は、第6条の改正に伴う条項の整理のための改正です。

本条例の施行は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第18号の説明が終わりました。

---

◎議案第19号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第28、議案第19号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第19号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてご説明いた

します。

公園施設の供用時間を変更するため、美郷町特定地区公園条例の一部を改正したく、議会の議決をお願いするものでございます。

別紙76ページ及び議案資料集の29ページ、新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正は、仙南地区の金沢に設置してある美郷町カントリーパーク内のパークハウスについて管理施設として利用者に供用しておりましたが、宿泊設備等がないことなどから実態に合った適切な管理を行う必要が生じ、このため、第9条関係、別表第3の供用時間を改正するもので、「午前10時から翌日午前9時まで」を「午前9時から午後5時まで」と改めるものでございます。

なお、条例の施行につきましては、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第19号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第29、議案第20号 美郷町コミュニティ消防センター設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第20号 美郷町コミュニティ消防センター設置条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、社会資本整備総合交付金事業によります防災施設の整備完了に伴い、本事業の趣旨に沿って名称等の一部を改正いたしたく、提案するものでございます。

78ページ、別紙条例案で説明いたしますが、あわせて議案資料集の30ページ、32ページの新旧対照表についてもごらんいただきたいと思います。

初めに、題名につきましては「美郷町防災コミュニティセンター設置条例」と改めるものでございます。

また、第1条中、「コミュニティ消防センター」を「防災コミュニティセンター」に、「消防センター」を「防災センター」に改めるものです。

さらに、第2条の表以外の部分中、「消防センター」を「防災センター」に改め、同条の表の名

称についても、「第1防災コミュニティセンター」から「第14防災コミュニティセンター」まで、表記載のとおり改めるものでございます。

第3条から第9条までの規定中、消防センターにつきましても防災センターに改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第20号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第30、議案第21号 美郷町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林宏和君） 議案第21号についてご説明いたします。

公共施設再編計画等に基づき陸上競技場を美郷中学校施設として管理するため、美郷町陸上競技場の設置及び管理に関する条例を廃止したく、提案するものでございます。

次のページ、82ページの別紙をお願いいたします。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

なお、同施設の廃止に伴い、今後千畑中学校グラウンドを陸上競技が可能な社会体育施設として転用したく、県教育委員会等と協議してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第21号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第31、議案第22号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第22号 指定管理者の指定について説明いたします。

美郷町温泉経営計画に基づき、平成24年2月13日に美郷温泉振興株式会社より、平成24年4月1日から指定管理制度を導入する美郷町湯とびあ雁の里温泉及び老人福祉センター雁が音苑の指定管理者の指定申請があり、2月21日に開催された美郷町指定管理者選定委員会で同社を候補者として選定したことから、美郷温泉振興株式会社を美郷町雁の里多目的集会施設と同じく健康センター、いわゆる湯とびあ雁の里温泉及び美郷町雁の里老人福祉センターと同じく生きがい支援センター、いわゆる雁が音苑の指定管理者に指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

指定の期間は、あったか山、サン・アールの指定期間である平成25年3月31日までとしております。

なお、これにより、町内3温泉施設は美郷町温泉振興株式会社による一括管理となります。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第22号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第32、議案第23号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第23号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてご説明いたします。

平成23年3月定例議会において議決、承認されました一般会計から簡易水道事業特別会計への繰入額を500万円増額して、変更後の繰入額を1億5,500万円以内としたく、議会の議決をお願いするものでございます。

増額を必要とする理由でございますけれども、大災害等に備えるため非常用発電機の設置や給水資材を確保したこと、昨年の震災以降各家庭の節約などにより水道水の利用水が減少し料金収入が減少したため、今定例会で一般会計からの繰り入れをお願いしたく、繰入額の変更をお願い

するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第23号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第33、議案第24号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第24号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてご説明いたします。

平成24年度において、これまでの簡易水道事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るため一般会計から繰り入れたく、議会の議決をお願いするものでございます。

繰入金の主な使途は、起債の償還、事業の一般財源分となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第24号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第34、議案第25号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第25号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてご説明いたします。

平成24年度において、これまでの下水道事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るため一般会計から繰り入れたく、議会の議決をお願いするものでございます。

繰入金の主な使途は、起債の償還、事業の一般財源分となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第25号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第35、議案第26号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第26号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてご説明いたします。

平成24年度において、これまでの農業集落排水事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るため一般会計から繰り入れし、議会の議決をお願いするものでございます。

繰入金の主な使途は、起債の償還、事業の一般財源分となっております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで議案第26号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第36、議案第27号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第10号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第27号 平成23年度一般会計補正予算第10号についてご説明申し上げます。

101ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正から順次説明いたします。

繰越明許費の追加と変更であります。

まず、追加であります。6款1項地籍調査事業の千畑地区ですが、昨年の東日本大震災の影響で地殻の変動が大きく、事業開始に不測の日数を要したことと、積雪の影響により一部の委託工程が実施不可能となったため次年度に繰り越しするものでございます。

次に、変更であります。2款1項情報システム強化費の住基改修事業ですが、住民基本台帳法改正により、住基情報システムを次年度にわたり改修する予定でありましたが、災害時等のデータの安全管理やコストの削減を図るため、町所有以外のデータセンターとオンライン結合するクラウド方式に変更し更新することとしたため、繰り越す金額に変更が生じたことによるものです。

次のページでございます。

第3表地方債の変更補正であります。それぞれの事業費の確定により借入額を返還するもので、限度額を変更する補正であります。詳細につきましては歳入でご説明いたします。

○**税務課長（小原隆昇君）** 105ページをお開きいただきます。

歳入でございます。

1款1項町民税につきましては、所得割について、現在の調定額に収納率を見込み、1,500万円を増額するものでございます。

2項固定資産税につきましては、宅地の下落修正、減免申請により670万円を減額するものです。

4項たばこ税につきましては、一昨年10月のたばこ税改正の影響が見込みよりも少なくなる見通しとなり、1,500万円を増額するものです。

5項入湯税につきましては、当初見込みより利用者数が減少するものと見込まれ、20万円を減額するものでございます。

○**企画財政課長（高橋 薫君）** 9款地方交付税の普通交付税ですが、5億4,732万8,000円を補正しております。今回の補正で留保しておりました普通交付税の全額を補正したことになります。

○**福祉保健課長（前田忠秋君）** 106ページをお開き願います。

11款1項1目1節老人保護施設入所者負担金は、養護老人ホームの入所措置者の減によるものであります。

○**教育次長兼教育総務課長（須田 喬君）** 同じく2節保育料負担金ですが、乳幼児数と所得階層の実績を見込み増額するものです。

○**生涯学習課長（小林宏和君）** 続きまして、12款1項1目の施設使用料につきましては、総合体

育館施設使用実績による補正でございます。

○建設課長（照井智則君） 4目農林水産使用料1節あったか山グラウンドゴルフ場の使用料ですが、実績により減額補正するものでございます。

○副町長（佐々木敬治君） 同じく5目観光使用料につきましては、大台野のグラウンドゴルフ・マレットゴルフ場の使用料の実績がほぼ確定したことから、41万2,000円の減額をするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく6目土木使用料1節住宅使用料ですが、現年度分は、震災による避難者の入居1世帯分の使用料免除により減額するもので、滞納繰越分は、徴収実績に基づき増額補正するものでございます。

2節道路使用料ですが、道路占用料の徴収実績に基づき増額補正するものでございます。

3節公園使用料は、利用実績により減額するものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 同じく7目1節幼稚園使用料ですが、園児数の実績を見込み増額するものです。

○生涯学習課長（小林宏和君） 続いて2節、3節は、これまでの使用実績により、2節では社会教育施設、3節は社会体育施設の実績により増減するものであります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 2項2目1節の生活環境手数料ですが、旅館業許可申請が1件ありましたので増額をお願いするものでございます。

同じく2節清掃手数料ですが、ごみ袋等の販売実績見込みによります減額でございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 13款1項1目3節児童措置費負担金ですが、広域入所児童の実績を見込み減額するものであります。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 4節子ども手当負担金は、対象者数等の実績見込みにより減額するものです。

○教育施設課長（梅山正之君） 2目1節中学校費負担金の公立学校施設整備費負担金は、統合中学校増築工事の国庫負担金の確定に伴い増額補正するものでございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく3目公共土木施設災害復旧費国庫負担金1節の負担金は、町道真昼岳線の災害復旧のための負担金で、額の確定により減額補正するものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 2項1目1節の消防防災施設等整備費補助金ですが、当初3基の防火水槽の設置補助金を申請しておりましたが、交付決定は2基となりましたので、1基分の減額をするものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 同じく2目2節児童福祉費補助金ですが、子育て支援交付金確定に伴い減額するものであります。

○建設課長（照井智則君） 108ページをお願いいたします。

同じく3目環境衛生費補助金1節浄化槽設置整備事業費補助金は、国からの交付額決定により減額するもので、減額率は2.6%となっております。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 2節がん検診推進事業費補助金は、検診実績により減額するものであります。

○農政課長（深澤克太郎君） 4目農林水産業費国庫補助金であります。美しい森林づくり基盤整備交付金は、国の補助金確定により減額するものであります。

次の市町村森林整備計画研修会補助金は、研修会中止により減額するものであります。

○建設課長（照井智則君） 同じく5目土木費国庫補助金1節社会資本整備交付金は、国からの交付額決定により減額するもので、減額率は17.2%となっております。

同じく2節地域住宅交付金は、公営住宅の適切な維持管理のための交付金で、額の確定により補正するものであります。社会資本整備総合交付金は、一般住宅の耐震改修実績に基づき減額補正するものであります。

○教育施設課長（梅山正之君） 同じく6目教育費国庫補助金1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金の公立学校施設整備費補助金ですが、六郷小学校のトイレ改修、体育館暖房工事と六郷中学校の既設校舎のトイレ改修工事に補助金の交付決定をいただけませんでしたので、この財源を合併特例債に求め減額させていただくものです。

それから、理科教育設備整備費等補助金ですが、実験機器等の理科教材について国庫補助金の交付決定をいただきましたので補正するものであります。

○生涯学習課長（小林宏和君） 4節社会教育費補助金であります。大畑地区等の調査事業確定のため減額するものであります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 3項1目1節の自衛官募集事務委託金ですが、委託金確定により増額補正でございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 109ページ、14款1項1目3節児童措置費負担金ですが、広域入所児童の実績を見込み減額するものであります。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 4節子ども手当負担金は、国庫負担金と同様の理由により県負担分を減額するものであります。

- 住民生活課長（鈴木 隆君） 2項1目1節ですが、住民生活課関係では、説明欄上段の公共施設等省エネ・グリーン化推進事業費補助金は、六郷地区の防犯灯取りかえ工事完了に伴う減額でございます。
- 総務課長（小原正彦君） 次の生活バス路線維持費補助金は、実績による減と、千屋線の乗車密度が1未満となったことにより県補助の対象外となったことによる減額でございます。
- 福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして2目1節障害者自立支援臨時対策事業費補助金は、平成24年4月からの制度改正に伴いまして新たに追加されますサービス利用計画の作成、及び障害児に係る給付が自立支援給付からの支給と変更されることに伴うシステム改修に要する費用を増額するものであります。
- 2節小規模介護施設等緊急整備事業費補助金は、既存のグループホームに対しますスプリンクラー設置に対する補助額の実績による減額であります。
- 3節、一番下段のこどものえき設置事業費補助金は、2月24日までに設置を完了し、実績に伴う減額であります。
- 教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 同じく3節すこやか子育て支援事業費補助金と放課後児童健全育成事業につきましては、その確定に伴う減額であります。
- 教育施設課長（梅山正之君） 幼稚園・保育所等自家発電機整備事業補助金ですが、町内3保育園に配置した自家用発電機の実績による減額でございます。
- 福祉保健課長（前田忠秋君） 3目1節子宮頸がん等ワクチン接種事業費補助金及び子宮頸がん等予防接種費用助成事業費補助金、胃がん検診助成事業費補助金は、それぞれ接種の実績、また受診の実績による減額であります。
- 建設課長（照井智則君） 同じく2節浄化槽設置事業費補助金は、事業の確定により減額補正するものでございます。
- 副町長（佐々木敬治君） 同じく4目1節緊急雇用事業費補助金は、9事業の終了及び2事業の実績見込みにより減額するものです。
- 農業委員会事務局長（渋谷新一君） 5目1節農業委員会補助金ですが、確定により増減するものでございます。
- 農政課長（深澤克太郎君） 同じく2節農業振興費補助金、農業経営基盤強化資金等利子補給補助金であります。当初スーパーL資金の新規融資額10名分で1億円をみておりましたが、実質2名で5,000万円の借り入れによる減額であります。

続きまして農林漁業振興臨時対策基金事業費補助金であります。これは、農業夢プラン実現事業補助金並びに転作の3階部分に当たります政策転換対応型農業支援事業補助金の確定によるものであります。

続きまして秋田県営農維持緊急支援資金利子補給補助金であります。これは昨年22年産米の米価の下落、それから豪雪の被害による資金の利子補給でありましたが、見込みは1億9,900万円ほど融資があると見込んでおりましたが、実際は大幅に少なく130万円の融資でありました。それに伴う減額であります。

それから、農業者戸別所得補償制度推進交付金であります。これは額の実績による減額であります。

3節農業整備費補助金であります。農地・水・環境保全向上対策推進交付金であります。推進事務費の交付決定による減額であります。

○**税務課長（小原隆昇君）** 4節国土調査費補助金ですが、地積調査費補助金が確定したことによる減額でございます。

○**農政課長（深澤克太郎君）** 5節林業費補助金であります。松くい虫防除対策事業費補助金、これは国・県の補助金の確定による減額であります。森林整備地域活動支援事業交付金であります。これも国・県の補助金の交付決定によるものであります。それから、秋田県未利用広葉樹資源活用事業補助金であります。これはナラ枯れの防止の事業であります。これも最終の額の確定による減額でございます。

○**建設課長（照井智則君）** 同じく6目土木費県補助金1節河川総務費補助金ですが、河川愛護会の活動に対する補助金で、県の補助基準の変更により減額するものでございます。

同じく2節住宅費補助金ですが、一般住宅の耐震改修の実績に基づき減額補正するものでございます。

○**生涯学習課長（小林宏和君）** 続きまして7目3節社会教育費補助金につきましては、大畑地区等の調査事業確定に伴う減額であります。

○**教育次長兼教育総務課長（須田 喬君）** 同じく4節小学校費補助金ですが、千屋小・御田小交流事業完了実績による減額であります。

○**生涯学習課長（小林宏和君）** 3項7目1節埋蔵文化財発掘調査委託金であります。湯殿屋敷、谷地中遺跡の県からの調査委託内容が確定により減額するものであります。

○**企画財政課長（高橋 薫君）** 15款1項1目1節の光ファイバー芯線貸付収入ですが、光ブロー

ドバンドサービスの提供に関するIRU契約の貸付料確定による減額であります。

2目利子及び配当金ですが、基金利子の実績見込みによるものです。

16款1項2目指定寄付金ですが、12月以降のふるさと美郷応援寄付金5件分でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 17款1項3目1節百目木地区処分場基金繰入金ですが、今年度予定しておりました処分場閉鎖に係る業務完了により減額するものでございます。

○建設課長（照井智則君） 19款1項1目延滞金1節家賃延滞金は、収入見込みがないため減額補正するものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 次のページ、2項1目町預金利子ですが、預金利子の実績見込みによるものです。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 4項2目1節は、事業実績見込みにより減額をするものであります。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 同じく3目1節農林水産業費受託事業収入ですが、実績による増減でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 5項雑入3目給食事業収入1節給食費でございます。学校、保育園、幼稚園等における行事等での供給数の欠食実績の見込みで減額するものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 5目1節雑入ですが、まず増額分についてご説明いたします。秋田県市町村振興協会交付金は、市町村振興宝くじの収益金の交付が決定されたことによるものでございます。軽度生活援助費利用料につきましては、除雪利用者の増加によるものでございます。資源化物売却収入については、古紙の売却が増加したことによるものでございます。保険料受入金は、樹木からの落雪による総合賠償補償保険金であります。東日本大震災災害救助費求償金は、町で避難所を設置したことに対する求償金であります。

減額部分につきましては、事業の確定や実績による減額であります。

続いて20款1項の町債です。1目の総務債ですが、公共施設再編事業のスクールバス車庫整備事業費確定による合併特例債の減額と、光ファイバー網敷設整備事業の事業費確定による過疎対策事業債の減額でございます。

2目民生債ですが、わくわく園の整備事業である実施設計事業費の確定によるもので、保育園部分に対する過疎対策事業債の減額です。

3目農林水産業債ですが、大畑地区の圃場整備事業費の増加に伴う過疎対策事業債の増額です。

5目土木債ですが、道路新設改良事業及び防災まちづくり事業の確定による過疎対策事業債、合併特例債の減額です。

6目消防債ですが、防火水槽整備の事業確定による過疎対策事業債の増額です。

7目教育債ですが、増額については、公民館非常電源整備事業と千畑中学校を集会施設に改修する実施設計費を新たに合併特例債事業として同意を得たことによるもので、減額につきましては、わくわく園の整備事業である幼稚園部分の実実施設計事業費の確定したことや東嶽邸の耐震補強整備事業が確定したことによるものです。

8目臨時財政対策債ですが、普通交付税の留保額で財源を賄うことが可能となりましたので、全額減額するものです。

9目災害復旧債ですが、真昼岳線道路復旧工事について起債対象事業費の変更により減額するものです。

歳入は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 説明途中でありますが、ここで10分間休憩いたします。

（午後1時58分）

---

（午後2時09分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出から内容の説明を求めます。

○総務課長（小原正彦君） 114ページをお願いいたします。

初めに、人件費について一括で説明をさせていただきます。

一般職の給与費のうち2節給料ですが、一般会計全体で259万1,000円の減額となっております。主なものは職員の育児休暇取得等によるものでございます。

次に3節職員手当でございますが、育児休業取得によるものが54万8,000円の減でございます。扶養手当、通勤手当などの支給対象者の増減による分が63万6,000円の減、勸奨による退職者の特別負担金、こちらが628万3,000円、事業量の増による時間外勤務手当が117万4,000円。3節全体で627万3,000円の増額となっております。

4節共済費は制度改正により負担率の改正がございまして、全体で1,087万8,000円の増額となっております。負担率は一般職については36.25から48.125に、11.875の増となっております。

139ページから給与明細書に内容を記載してございますので、後ほどごらんになっていただき

いと思います。

また、各款項目の2節、3節、4節の人件費については、それぞれの説明は省略をさせていただきます。

次に、1款1項1目議会費でございます。19節秋田県市町村議会議長会負担金は、額の確定によるものでございます。

2目議会広報費11節印刷製本費は、実績によるものでございます。

2款1項1目一般管理費でございます。19節の大曲仙北広域市町村圏組合事務費負担金は、広域職員の1名減による人件費分の減額でございます。職員構成事業補助金は、秋田県市町村職員互助会の破産申請により、職員の厚生福利事業としてこれまで県互助会で実施していた職員の人間ドックの受診に対する補助金3人分を町の事業費として計上するものでございます。

美郷町新入社員の集い負担金は、平成24年度採用予定職員を美郷町新入社員の集い、いわゆる町の合同入社式の方へ参加するための負担金、4人分でございます。

22節は、専決処分をした車両の損壊事故による賠償金の計上でございます。

2目行政推進費でございますが、7節事務補助員1名は、みさぼーとコーディネーター1名分を緊急雇用により措置したことによる減額でございます。

8節報償費、9節費用弁償は、共同参画のまちづくり研修会が震災により講師の都合がつかず2回の予定が1回となったことによる減額でございます。

12節保険料は実績による減額でございます。

13節は会計ソフト指導を自前による実施したことによる減額でございます。

19節生活バス路線維持費補助金は、千屋線の乗車密度が1未満となったことにより県補助金の対象外となって、町の補助対象外となったことによるものでございます。280万4,000円の減額でございます。横手大曲線は24万1,000円の減額、六郷角館線が27万7,000円の減額、合わせまして332万円の減額となっております。

○出納室長（高橋辰巳君） 続きまして会計管理費でございますが、12節の役務費につきましては、金融機関にお支払いする手数料でございます。これまでの実績と今後支払いが見込まれることを検討して17万円ほどの不用額が出るのが予想されることから、これを減額するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 5目財産管理費は、美しい森林づくり基盤整備交付金の確定による財源の振りかえでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 7目電子計算費です。まず増額ですが、13節のLAN改修委託料は、課の事務室配置がえに伴う総合体育館の光ケーブル施設工事費であります。

次に減額ですが、電算システム開発修正業務委託料につきましては、住民情報システムを新たなシステムに変更したことによる減額でございます。また光ファイバー網敷設整備事業の確定により、13節の設計管理委託料、光伝送路保守委託料及び15節工事請負費を減額するものです。そのほかの減額につきましても、請負差額や事業の確定によるものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 116ページをお願いいたします。

8目の交通安全対策費ですが、1節、9節、11節につきましては、今後支出が見込めないため減額するものでございます。

19節のチャイルドシートの購入費補助金は実績見込みによる減額と、指導隊連合会負担金は確定による減額でございます。

同じく9目の防犯対策費の11節は、防犯灯、街路灯、電気料金の実績見込みによります減額でございます。

また、19節の防犯灯補助金は、六郷地区の補助対象の防犯灯、街路灯が町に移管されたことに伴い減額するものでございます。

○副町長（佐々木敬治君） 11目交流促進事業費は、143万2,000円の減額であります。

13節は、東日本大震災の影響で当初予定しておりました首都圏の消費者による農作業体験交流が実施できなかったため、事務事業委託料を減額するものであります。

19節は、東日本大震災の影響によりまして事業が実施できなかった地域間交流事業費補助金と双方向交流事業費の不用額、これを減額するものです。

○生涯学習課長（小林宏和君） 12目の委託料につきましては、北ふれあい館、学友館の請負委託料が確定により減額するものであります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 13目の諸費ですが、自衛官募集事務委託金確定によります財源の組み替えです。

○税務課長（小原隆昇君） 107ページでございます。2項2目賦課徴収費でございますが、委託料につきましては、請負差額等、減額するものでございます。

14節、19節につきましても、請負差額、事業の確定による減額でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 3項1目戸籍住民基本台帳費の11節、12節、13節につきましては、今後支出が見込めないため減額するものでございます。

また18節は、備品購入時の請負差額による減額でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 5項1目の統計調査総務費ですが、実績による減額です。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして118ページをお開き願います。

3款1項1目13節委託料は、歳入でご説明申し上げました障害施策の制度改正に伴うシステム改修に要する委託料の増額であります。

続きまして2目19節は、社会福祉法人水交会に対する負担金額の確定によるものであります。

23節は、平成22年度の障害者自立支援給付費国庫負担金の返還分でございます。

3目7節及び11節につきましては、中央ふれあい館に係るものの実績による減額であります。

13節委託料は、各種事業費の実績見込みによる減額であります。

19節負担金補助及び交付金は、養護老人ホームへの措置人員の減少、広域市町村圏組合における認定審査事務費の実績によるもの、そのほか地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金の実績見込みによる減額であります。

20節は、支給実績または利用実績見込みによる減額であります。

119ページをごらんください。

4目であります。12節、13節、19節は、事業費の確定による減額であります。

28節繰出金の国保特別会計繰出金は、保険基盤安定等の繰出金額の確定、後期高齢者医療特別会計繰出金は、徴収事務費の確定によるものであります。

続きまして2項1目であります。これは歳入で申し上げました子育て支援交付金の中に子育て支援ガイドの作成費用が入っておりますが、この国庫補助額が減額されたことに伴う財源内訳の組み替えでございます。

続きまして2目20節扶助費は、子ども手当の対象者数との実績見込みによる減額であります。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 同じく4目3節職員手当ですが、今後予想される行事などに係る時間外勤務手当の増額をお願いするものです。

同4目4節共済費社会保険料は、臨時保育士社会保険料実績に伴う減額であります。

7節賃金ですが、応募した臨時保育士に有資格者が少なかったことなどによる減額、看護師の賃金については、実績を見込み減額するものであります。

○教育施設課長（梅山正之君） 11節需用費の燃料費ですが、仙南保育園と千畑保育園の暖房利用料金の実績見込みによる減額補正でございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく11節修繕料でございますけれども、児童公園に係る事業の額の

確定により減額補正するものでございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 13節委託料の調査委託料は、認定こども園の六郷幼稚園・保育園建築事業の地質調査委託。設計管理委託料は、同事業の実施設設計委託の保育園分の実績による減額でございます。

次のページ、120ページをごらんいただきたいと思います。

清掃委託料でございます。こちらは各園の調理室ダクト清掃の実績により減額するものでございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく18節備品購入費でございますけれども、児童公園に係る遊具の購入の額の確定により減額補正するものでございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 施設用備品でございます。歳入でご説明いたしました14款2項2目3節に対応いたしました町内3保育園の自家用発電機の購入実績による減額でございます。

続いて5目子育て支援費、11節需用費の燃料費でございます。六郷と千畑放課後児童クラブの暖房利用料金に不足が見込まれますので、補正をお願いするものでございます。

13委託料は、六郷小学校の放課後児童クラブ施設整備工事の実施設設計委託の実績による減額でございます。

15節工事請負費、施設整備工事ですが、こどものえき設置事業の72万1,000円と六郷小学校の放課後児童クラブ施設整備工事の23万8,000円を実績により減額するものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 戻りまして7節の賃金ですが、子育て放課後児童クラブ及び一時保育や子育て支援に係る賃金実績を見込み減額するものであります。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして4款1項2目12節は、健診結果通知対象者数等の実績による減額であります。

続きまして13節委託料であります。予防接種委託料につきましては、日本脳炎、小児用肺炎球菌ワクチン接種委託料、胃検診から肺がん検診につきましては、検診の受診実績による減額でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく3目環境衛生費ですが、11節の修繕費につきましては、百目木最終処分場のフェンスの修繕完了に伴う減額と、その他は今後支出が見込めないため減額するものです。

13節の施設管理委託料は、隠居塚町営墓地の松の木伐採を見送ったことによる減額と、百目木地区処分場廃止に伴う調査委託料、水質分析委託料等の事業完了に伴う減額でございます。

15節につきましては、六郷地区の防犯灯エコ化推進事業完了に伴う減額でございます。

同じく4目の水環境保全事業費ですが、減額の大きい19節では浄化槽水質環境保全補助金と浄化槽設置補助交付金の実績見込みによる減額と、地域間交流会補助金は震災の影響により交流が中止されたために減額するものでございます。そのほかの各節は、事業完了及び精査等により今後支出が見込めないため減額するものでございます。

122ページをお願いいたします。

2項1目清掃費についてですが、7節、11節は今後支出が見込めないため減額するものでございます。

12節はごみ販売店への手数料で、実績見込みによる減額でございます。

13節につきましては、ごみ収集業務及び有料ごみ袋作成委託料の請負差額による減額と、シルバー人材センターに委託している粗大ごみ受付事務及び町指定ごみ袋配布の実績による減額でございます。

15節は、予定していた南行政センター新聞紙等古紙集積所の移設が必要なくなったことによる減額、19節の各補助金につきましては、補助実績見込みによる減額でございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく3項1目簡易水道費19節浄水施設改修補助金は、長面浄水施設への補助金で、事業費の額の確定により減額するものでございます。

28節繰出金は、簡易水道事業特別会計において、昨年3月の震災以降利用者の節水により事業収入が減少したこと、豪雪等により漏水や施設の維持に予定外の経費を要したため、一般会計からの繰入金、繰出金を増額するものでございます。

○副町長（佐々木敬治君） 次のページをごらんください。

5款1項1目労働諸費13節委託料は出稼ぎ健康診断委託料ですが、受診者の減に伴う減額です。

19節につきましては、地域職業訓練センターの受講者が少なかったということによる減額でございます。

同じく2目雇用対策費は、大幅な減額の要因として、計画された7課の11事業のうち、10事業につきましては事業終了または事業実績見込みに伴う不用額の減額、残る1事業の町の町有地管理強化事業の雇用者数28名を見込んでおりましたが、17名の雇用にとどまったことに伴う賃金、社会保険料、機材賃借料の減少によるものです。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 次に6款1項1目農業委員会費の8節、9節は、震災によ

る研修等の事業中止によるものでございます。

なお、11節、13節、19節につきましては、今後支払いが見込めないため減額するものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 2目農業総務費11節需用費、食糧費、修繕料は、実績見込みによる減額であります。

3目農業振興費1節報酬、これは農業振興地域整備促進協議会の委員報酬であります。農業振興地域の重大な変更の諮問がなかったということで減額してございます。

それから7節賃金、これはふれあいセンターの管理人賃金で、実績見込みによる減額であります。

それから8節報償費であります。これは商談先への謝礼の実績によるものです。

9節も実績見込みによる減額であります。

それから11節需用費、燃料費であります。ふれあいセンター灯油代に不足が見込まれることから増額補正をお願いするものであります。食糧費、印刷製本費、専用消耗品費は実績による減額であります。

14節使用料及び賃借料であります。アナログテレビの廃棄による減額であります。

それから、次のページをお願いします。

負担金補助及び交付金であります。水田農業応援事業補助金であります。これは水田農業の4階部分と言われる町単独の補助金であります。実績による減額であります。それからオペレーター育成事業、それから新商品販売支援事業費補助金は、これは実績による減額であります。それから、次の秋田県市町村農林振興対策協議会負担金であります。昨年この協議会が解散したことによる負担金の減額であります。それから、JAおぼこGAP推進協議会、これも実績による減額であります。次に農林漁業振興対策基金事業補助金であります。これは先ほど歳入でもご説明いたしましたが、政策転換型、それから夢プラン応援事業の実績による減額であります。それから農業者戸別所得補償制度推進交付金であります。これも実績による減額であります。それからモミガラ補助暗渠整備支援事業費補助金であります。当初10台をみておりましたが、実績5台ということで、実績による減額であります。

次に、5目担い手対策費であります。19節負担金補助及び交付金です。農業後継者育成団体負担金、それから農業経営基盤強化資金等利子助成、その下、秋田県営農緊急支援利子助成、これは先ほど歳入でお話ししましたが、見込みより融資が少なかったということのための減額であり

ます。実績による減額であります。それから農業生産法人育成事業費補助金であります。当初3団体の法人設立を目指しておりましたが、24年度当初に法人化したいという意向がございまして、減額してございます。

それから、6目農業振興施設管理費であります。11節、これは実績による減額であります。それから同じく13節委託料であります。これもすべて実績見込みによる減額でございます。

それから、7目畜産業費、8節の報償費であります。これは畜産共進会の出品報償であります。実績による減額であります。

それから、19節負担金補助及び交付金であります。畜産の予防接種、それから畜産振興活動補助、それから優良牛飼育奨励事業補助、いずれも実績による減額であります。

それから、8目の3節職員手当等であります。これは農業体質強化事務、また農地水保全管理事務等々に時間外の不足が見込まれることから増額をお願いするものであります。それから9節、11節については、実績による減額であります。

次に、126ページをお願いしたいと思います。

19節負担金補助及び交付金であります。基盤整備事業地元推進団体補助金、これは実績による減額でございます。それから仙北平野土地改良区経常費負担金、これは受益地のわずかな減少による減額であります。

次の秋田県田沢疎水土地改良区事業促進協議会負担金から最後の土地改良維持管理適正化事業補助金については、実績による減額でございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく8目農村整備費の中の建設課分についてご説明いたします。

125ページをお願いいたします。

11節の印刷製本費から、126ページをお願いいたします、同じく管理用消耗品、それから13節委託料、15節工事請負費、18節備品購入費は、農村公園施設の管理実績及び遊具の更新実績に基づき減額補正するものでございます。

28節繰出金は農業集落排水事業特別会計の事業費の確定により減額補正するものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） すみません。19節で一つ説明漏れがありましたので、追加をお願いいたします。担い手育成基盤整備事業費負担金の増額であります。これは大畑地区の、昨年12月1億8,000万円の追加の国の予算がつきまして、その分の負担金の増額でございます。失礼しました。

○**税務課長（小原隆昇君）** 9目国土調査費でございます。7節から22節まで事業費の確定による増減でございます。財源を含めて補正をお願いするものでございます。

国土調査につきましては、山林につきましては23年度中に現地調査を行っておりますが、水田につきましては繰り越しして事業を実施いたします。

○**農政課長（深澤克太郎君）** 2項1目林業費であります。9節旅費は実績見込みによる減額でございます。

13節委託料松くい虫防除委託料であります。これも実績に基づく減額であります。

それから、19節負担金補助及び交付金であります。緑の募金協力団体から森林整備地域活動支援交付金につきましては、これは実績による減額であります。歳入でも申し上げましたが、秋田県未利用広葉樹資源活用事業交付金、12月に増額補正してございましたが、事業量の確定により減額でございます。

○**副町長（佐々木敬治君）** 7款1項1目商工総務費、19節全国ハーブサミット連絡協議会負担金は、震災の影響で事業未実施のため減額です。

次のページをごらん願います。

同じく2目商工振興費は、増減の内訳として、11節需用費が、印刷製本費が事業実績見込みによる減額。19節が、企業誘致奨励金は事業完了による精算による減額で、町所有工場等取得促進助成金につきましては、株式会社トクヤマ分の助成金の増額によるものです。

同じく3目観光費は、事業終了により7節から18節までの不用見込額を減額するものです。

続きまして4目衛生施設費は、増減の内訳として、11節需用費が仙南温泉の燃料費及び修繕料の増額、電気料の減額、千畑温泉の水道料の減額。19節が仙南温泉の共通利用券の減額であります。

○**建設課長（照井智則君）** 129ページをお願いいたします。

8款2項1目道路橋梁総務費、13節は未登記事務の委託料。19節負担金は、事業費及び負担金の額の確定により減額補正するものでございます。

同じく2目道路維持費、11節管理用消耗品と13節測量調査委託料は、事業費の確定により減額補正するものでございます。

13節の道路除雪費委託料の補正でございますが、今年度は12月から2月末まで断続的に降雪が続き連日除雪車が出動する異常な事態で、2月末までの一斉出動が43回、地区別の出動回数8回となっており、昨年度の27回を大幅に上回る豪雪となっております。1月の臨時議会では今後の

出動を20回程度と想定し、その他の除排雪経費も含めて補正いたしましたが、記録的な豪雪のため今後も出動が想定されること、路肩の除排雪や雪割等に多くの経費を要することなどから3月も7回の出動を想定し、除排雪に万全を期すため補正をお願いするものでございます。

同じく3目道路新設改良費、129ページと130ページになります。9節旅費、11節需用費、13節委託料、14節使用料、15節工事請負費、17節公有財産購入費、22節補償補填費は、社会資本整備総合交付金事業の改良舗装工事15路線、町単独改良舗装路線12路線の事業費の額の確定により減額補正するものでございます。なお、社会資本整備交付金は震災等の影響により17.2%の減、事業費で約6,300万円の減額となっております。

次に、同じく4項1目都市計画総務費でございます。1節報酬、11節需用費は、都市計画審議委員会の開催を必要とする案件がなかったため減額補正するものでございます。

同じく2目都市公園費の11節の需用費、12節役務費、14節、15節、18節は、都市公園管理及び遊具の修繕や購入など事業費の確定により減額補正するものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく3目まちづくり推進費、15節の関係につきましては、事業完了または請負差額による減額でございます。18節の減額につきましても、防災資機材運搬車購入請負差額によるものです。

その他各節につきましては、今後支出が見込めないため減額するものでございます。

○建設課長（照井智則君） 131ページ、続きまして8款5項1目下水道費28節繰出金は、簡易水道事業特別会計において、昨年3月の震災以降利用者の節水により事業収入が減少したため、一般会計からの繰出金を補正するものでございます。

同じく8款6項1目住宅管理費の11節、12節は公営住宅の管理実績に基づく減額、14節は住宅管理システム導入経費の確定による減額、19節は今後補助金の支出が見込めないために減額補正するものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 132ページ、9款1項1目常備消防費の19節ですが、今年度広域消防におきましてはポンプ車1台と救急車1台を購入いたしましたが、広域での起債等、財源の変更がありましたので、町負担金の変更をお願いするものでございます。

同じく2目非常備消防費の各節は、今後支出が見込めないため減額するものでございます。

同じく3目消防施設費ですが、11節は精査による減額、13節は防火水槽設計委託料の請負差額による減額です。19節の消火栓負担金ですが、六郷東部地区簡易水道事業の事業計画、当初事業計画地域までの管工事が実施できなかったことによりまして消火栓設置負担金を減額するもので

ございます。

4目19節は青い羽根募金協力団体の交付金実績に基づく減額でございます。

○総務課長（小原正彦君） 5目災害対策費でございます。11節、13節は旧六郷東根小学校に避難所を設置しましたが、避難所使用に至らなかったことによる減額でございます。

14節施設使用料は、避難者の温泉使用の実績による減額でございます。

15節施設改修工事は、燃料備蓄タンクの工事請負差額及び学校図書室等の転倒防止対策工事を自前で実施したことによる減額でございます。施設整備工事は発電機用の格納設置工事の請負差額の減額でございます。

18節の機械器具費は、災害対策用としての発電機、バルーン投光機、衛星電話などの請負差額の減額でございます。

19節自主防災組織活動費補助金、住宅用火災警報器補助金は、実績による減額でございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 次に133ページ、10款教育費1項1目教育委員会1節報酬ですが、教育委員任期途中辞任に伴う空席期間の減額です。

2項3節職員手当ですが、中学校統合に伴う引越し作業に伴う時間外手当の増額をお願いするものです。

13節委託料ですが、安全・安心メールシステム機種選定実績に伴う減額であります。

3項8節報償費ですが、今年度予定しておりましたJAXAから宇宙飛行士を招聘して講演会を企画しておりましたが、JAXA側からの都合により実現できなかったことにより減額であります。

18節備品購入費は、スクールバス3台分の購入実績により減額するものであります。

20節扶助費ですが、要保護・準要保護児童生徒への見込みによる減額です。

21節貸付金ですが、予定していた奨学金応募者が減じたことによる減額です。

4目外国青年招致費ですが、13節委託料ですが、震災に伴う配置遅滞に伴う減額であります。

続きまして2項1目学校管理費、13節委託料ですが、学校教職員の検診受診が少なかったための減額であります。設計監理委託料は、統合小学校、千屋小学校、仙南小学校改修工事の基本設計実施設計の実績による減額であります。

18節備品購入費は、予定していた図書購入を光をそそぐ交付金事業で対応したことによりまして、支出見込みがないために減額するものでございます。

次に3項中学校費13節委託料ですけれども、小学校同様、受診者が少なかったための減額で

す。

18節備品購入費ですが、小学校と同様に光をそそぐ交付金事業で対応したことによる減額でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 4項幼稚園費1目幼稚園費の13節の委託料でございます。認定こども園六郷幼稚園・保育園建築事業の幼稚園分の地質調査委託料と実施設計委託料を実績により減額するものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 135ページ、5項1目であります。11節の印刷製本費は、新年度事業でございますが、4月に「藤井勉展」を開催したく、そのPR用リーフレットを作成するものであります。

それから、14節の機器借上料ですが、中学生海外研修時の緊急連絡用の携帯借上料であります。3月26日に出発しまして3月31日に帰ってきますが、韓国の研修には11名が参加いたします。

そのほか7節から各節の減額につきましては、事業実績確定による減額であります。

続きまして3目をお願いいたします。7節から、次のページ136ページであります、各節の減額につきましては、事業終了見込みによるものであります。

それから、4目社会教育施設費であります。11節の光熱水費であります。学友館の拡張工事に伴う電気料の増額をお願いするものであります。修繕料につきましては、その学友館の身障者用のトイレの暖房機器の部品取りかえ、北体育館の火災報知機切りかえ経費に伴う補正でございます。

12節の手数料につきましては、千畑交流センターにございます使用できないパソコン等のリサイクル処分費の補正であります。

7節から各節の減額につきましては、事業完了見込みによるものでございます。

それから、続きまして6項1目9節、次のページ、19節は事業完了に伴う減額であります。

それから、2目につきましては、11節の光熱水費は総合体育館リリオスの利用頻度増加に伴う灯油代を補正するものであります。修繕料も同じく同体育館の自家発電機の部品を取りかえするものであります。

それから、13節の警備保障委託料につきましては、北体育館と千畑交流センターを切り離しする経費の警備補償配線の切り離しをする経費の補正であります。

それから、7節から各節の減額は事業完了見込みによるものであります。以上であります。

○教育施設課長（梅山正之君） 3目学校給食費11節需用費、給食材料費でございますが、学校行事等による供給数の欠食見込みによる減額でございます。

15節工事請負費、水道施設工事ですが、南給食センターの受水槽増設工事の請負差額による減額でございます。

○建設課長（照井智則君） 11款2項1目公共土木施設災害復旧費の13節委託料は、町道真昼岳線の災害復旧に伴う事業費の確定により減額補正するものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 次のページ、13款2項1目基金費ですが、四つの基金にそれぞれ積み立てるものです。財政調整基金と減債基金については基金の利子相当分を積み立てるもので、子ども基金については12月よりの寄付金を積み立てするものです。公共施設整備基金については、今後の公共施設再編計画や空き施設活用計画などの財政需要に対応するため積み立てるものでございます。

14款の予備費ですが、平成24年度当初予算の繰越金1億円を予算計上しており、相当分を繰り越し財源として予算化するとともに、国の4次補正に対応する財源分について補正するものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第27号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第28号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第37、議案第28号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第28号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

まず、今回の補正の主なものといたしましては、一般被保険者に係る高額療養費及び退職被保険者に係ります医療費等の増額に伴い不足が見込まれる額、及び6月定例会の行政報告においてご報告申し上げました秋田県国民健康保険団体連合会によります高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金額の算定誤りに伴う処理を、本年度平成23年度の拠出金、国及び県の負担金、そして国・県の調整交付金の中で行うこととなったことに伴いまして、今回平成21

年度から平成23年度に係る分として、歳出では超過抛出自となっている抛出金額の還付相当額の減額、及び歳入では高額医療費共同事業に係ります国・県負担金の返還見込額の減額を計上しております。

そのほかといたしまして、今後、例年3月までに交付されます県の調整交付金及び例年5月ごろに交付されます国の調整交付金におきましても返還相当額が減額の上交付される予定でありますことから、予備費に計上しております抛出金に係る額については減額される調整交付金の額に充てられる見込みであります。

それでは歳入からご説明申し上げますので、149ページをお開き願います。

歳入であります。3款1項2目及び6款1項1目は、県国保連による平成21年度から23年度までの高齢者医療費共同事業分の算定誤りに伴います国・県の負担金の返還額相当分を減額するものであります。

9款1項1目一般会計繰入金は、繰入額の確定による増額及び出産育児一時金等繰入金の出産対象件数の減少による減額を計上するものであります。

歳入は以上であります。

次に、150ページをお開き願います。

歳出であります。1款1項2目19節国保連合会負担金は、平成23年10月から稼働いたしましたレセプト電子化に対応できるシステムの稼働時期が延期されたことによる旧システムを稼働せねばならなかったことによる経費の増に伴う負担金の追加であります。

2款1項1目は繰入金の増額に伴います財源内訳の組み替えであります。

2目及び4目につきましては、退職被保険者に係ります医療費が増加していることに伴う不足見込額を計上するものであります。

2項1目については、一般被保険者に係ります高額医療費が増加していることに伴う不足見込額を計上するものであります。

4項1目は当初見込んでいた件数を下回ることによる減額を行うものであります。件数は当初予算で22件、今のところ年度末までで10件程度の見込みというふうに見込んでおります。

続きまして151ページをごらんください。

7款1項1目及び2目につきましては、県国保連によります21年度から23年度までの抛出金額の算定誤りに伴う本町への返還額相当分を減額するものであります。

12款は今回の補正を調整するものでございます。

国民健康保険特別会計の補正については以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第28号の説明が終わりました。

---

◎議案第29号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第38、議案第29号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第29号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号についてご説明いたします。

159ページをお願いいたします。

初めに歳入からご説明します。

1款1項1目1節消火栓設置費負担金は、実績により減額するものでございます。加入者負担金は、六郷東部地区15件、仙南中央地区ほか17件の新規加入実績に基づき減額補正するものでございます。

2款1項1目1節現年度分は、水道加入1世帯当たりの水道使用料の実績が減少したことにより、実績に基づき減額補正するものでございます。

2節滞納繰越分は、徴収実績による増額補正です。

同じく2項1目水道手数料3節督促手数料は、徴収実績による増額補正でございます。

5款1項1目1節一般会計繰入金は、使用料及び管理費の額の確定に基づき一般会計からの繰入金を増額補正するもので、繰入額の増加は、震災や豪雪により施設や給水管の補修経費が増加しこと、震災以降の節水により使用料が落ち込んだことによるものでございます。

続きまして160ページをお願いいたします。

7款2項1目1節預金利子は、額の確定により減額するものでございます。

次に歳出についてご説明いたします。

161ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の3節職員手当は、豪雪により給水管の破裂などが発生し時間外勤務手当に不足を来すため、増額補正をお願いするものでございます。

4節は、共済費に不足を来すため補正をお願いするものでございます。

8節報償費、11節需用費、12節役務費、13節委託料、19節補助金は、実績見込みにより減額補正するものでございます。

27節公課費は、消費税の額の確定により増額するものでございます。

同じく2項1目施設管理費の7節賃金は、額の確定により減額補正するものでございます。

11節光熱水費は豪雪等による漏水や取水量の増減に対応するため補助井戸の稼働に要した電気料、修繕費は施設や管路の修繕に要した経費で、支出見込みにより増額補正をお願いするものでございます。

12節役務費、13節委託料、14節使用料、15節工事請負費、16節原材料費、18節備品購入費は、実績及び支出の見込みにより増額補正するものでございます。

162ページの方をお願いいたします。

3項1目簡易水道整備事業費13節委託料、15節工事請負費は、六郷東部地区簡易水道事業の額の確定により減額補正するものでございます。

同じく4項1目災害対策費18節は、額の確定により減額補正するものでございます。

2款1項1目元金2目利子の、1目及び2目は財源の組み替えで総額に変更はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第29号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第39、議案第30号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第30号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

初めに、169ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費についてご説明いたします。1款3項下水道整備事業費の流域下水道大曲処理区建設事業費負担金について133万6,000円を翌年度に繰り越すものです。これは大曲処理区の

幹線敷設工事と自家発電設備更新詳細設計が地元消雪施設の管理者との協議に日数を要したため、繰越明許費とするものでございます。

続きまして、170ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正についてご説明いたします。第3表地方債の補正ですが、秋田湾・雄物川流域下水道大曲処理区の事業費の確定に伴い、補正前の起債の限度額を290万円減額し補正後の限度額を420万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして173ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

1款1項1目1節現年度分は、加入実績に基づき減額補正するものです。今年度の加入件数実績は32件です。

2款1項1目1節現年度分は、使用実績に基づき減額補正するもので、昨年度と比較して震災以降の節水により使用料が減少しております。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、節水による使用料の落ち込みと、一般管理費及び施設管理費の額の確定に基づき一般会計からの繰入金を補正するものでございます。

6款1項1目1節流域下水道事業債は、流域下水道事業大曲処理区の事業費確定により、借入予定の起債額を減額補正するものでございます。

174ページをお願いいたします。

次に歳出をご説明いたします。

1款1項1目一般管理費の3節職員手当、8節報償費、11節需用費、12節及び13節、19節は、実績及び今後支出が見込めないために減額補正するものでございます。

19節の下水道接続工事費補助金は申請の件数が1件、水洗便所改造資金融資あっせんは2件ですが、申請見込みにより減額補正するものでございます。

27節公課費は、消費税の額の確定による補正でございます。

同じく2項1目施設管理費でございます。9節、11節、12節、13節、14節、16節、22節は、施設管理の実績及び今後の支出が見込めないため減額補正するものでございます。

同じく3項1目19節負担金補助は、流域下水道事業大曲処理区の事業費の確定により負担金を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第30号の説明が終わりました。

---

◎議案第31号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第40、議案第31号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第31号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

初めに歳入をご説明いたします。

183ページをお願いいたします。

1款1項1目1節分担金は、12戸の加入実績により増額補正するものでございます。

4款1項1目1節一般会計繰入金は、施設管理の減額に基づき一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

次に歳出、184ページをお願いいたします。

1款1項1目4節は、共済費に不足が生じたため、補正をお願いするものでございます。

11節、12節は、今後支出が見込めないため、減額補正するものでございます。

19節負担金補助は、集落排水接続工事費の補助金で、今年度の交付件数は1件ですが、申請見込みにより減額補正するものでございます。

同じく2項1目13節、15節、16節、18節は、事業費の確定により減額補正するものでございます。

2款1項1目元金は財源の組み替えで、総額に変更はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第31号の説明が終わりました。

---

◎議案第32号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第41、議案第32号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(前田忠秋君) 議案第32号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

今回の補正は徴収経費や広域連合への納付金の確定見込みによるものが主なものであります。

それでは、195ページをお開き願います。

歳入であります。

1款1項1目及び2目につきましては、保険料額の確定による補正でございます。

3款1項1目1節は、徴収事務経費の額の確定による減額でございます。

続きまして196ページをお開き願います。

歳出であります。

1款1項1目は、徴収経費の確定によるものでございます。

2款1項1目19節は、広域連合への納付金の額の確定によるものでございます。

4款予備費は、歳入歳出を調整したものでございます。

後期高齢者医療特別会計の補正予算は以上であります。

○議長(高橋 猛君) これで議案第32号の説明が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後4時11分)

